

第7回 ESRI-経済政策フォーラム

「税制改革についての考察」

議 事 録

経済社会総合研究所

第7回 ESRI - 経済政策フォーラム議事次第

日時：平成14年5月22日（水） 14時～17時

場所：第4合同庁舎2階 共用220会議室

1．開 会

2．基調講演 1 跡田 直澄 経済社会総合研究所客員主任研究官
慶應義塾大学商学部教授

3．基調講演 2 田近 栄治 一橋大学大学院経済学研究科教授

4．パネルディスカッション

（パネリスト） 跡田 直澄 経済社会総合研究所客員主任研究官、
慶應義塾大学商学部教授

田近 栄治 一橋大学大学院経済学研究科教授

中里 実 東京大学大学院法学政治学研究科教授

林 宏昭 関西大学経済学部教授

（モデレータ） 井堀 利宏 経済社会総合研究所総括政策研究官

5．フリーディスカッション

6．閉 会

本議事録は、フォーラム事務局の責任において作成したものであり、ありうべき誤りはフォーラム出席者に属するものではない。

事務局 それでは、ただいまから「ESRI - 経済政策フォーラム」を開催いたします。本日のテーマは「税制改革についての考察」です。

本日の会議のモデレータは、内閣府経済社会総合研究所、井堀総括政策研究官でございます。それでは、よろしく申し上げます。

井堀 ただいま紹介いただきました井堀です。今日は税制改革ということで、4人の先生方をお迎えいたしましてディスカッションをしていきたいと思っております。

最初に慶應大学の跡田先生と一橋大学の田近先生から基調講演をそれぞれ25分程度いただいて、その後、お隣の中里先生と林先生に、それへのコメントを含めて10分程度議論いただいて、それをきっかけにして、最初に4人のパネリストの方々の中で税制改革の議論を深めて、その後でフロアも含めた形でフリーディスカッションにしていきたいと思っております。

それでは、敬称を略させていただきますけれども、昨日、御存じのように、諮問会議の方で中間整理が出ましたけれども、それを実質的にサポートした重要な経済学者が跡田さんですので、まず最初に跡田さんの方から、昨日の諮問会議の論点整理を含めた形で議論いただきまして、その後、一橋の田近さんは、御存じのように税調の方でも活躍されていますし、日本の法人税、それから社会保障と税に関しても非常に精力的に発言されておりますので、田近さんの方からその点を含めて25分ほど基調講演をいただきたいと思っております。 それでは、まず跡田さんの方からよろしく申し上げます。

跡田 ただいま御紹介をいただきましたが、慶應大学の跡田でございます。今日は諮問会議の考え方を含めて、私個人の税制改革への意見を言わせていただきたい。

まず、なぜ税制改革を今やらなければいけないのかという点につきまして、一番の問題点というのは日本経済の現状というものの、そこから出てくるゆがみというもの、それが税制によって引き起こされている部分があるのではないかというような論理展開でございます。今日本が考えなければいけない問題というのは、やはり国際競争力が急速に低下しつつあり、世界の中で日本経済が占めているステータスがかなり小さくなってきているということで、それを何とかしてもう少しアップさせていく。別に1位を目指さなくてもいいとは思いますが、少なくとも技術力、知識、そういうようなものを生かした、ここでは質の高い経済成長というものを実現していく必要があるのではないかと考えております。実際に、エコノミック・グロースというアメリカの最近の税制改革の際には必ず入っている言葉、これをやはり日本の今の改革の中にも明確に位置づける必要があるのではないかというふうに考えておまして、そのための税制改革ということが必要だということです。

もう一つは、これだけの不況もありますけれども、実態としては非常に豊かになったということがありまして、この豊かな社会の中で、どうしてもこれまでのシス

テムといいますか、ライフスタイルというものを引きずらざるを得なくなっている。これが国民の不満の原因ではないか。いわゆる企業中心の画一的なライフスタイルと言われていたものに対して、価値観の多様化、さまざまな家族像というものを許すといえますか、認められる、そしてライフステージのそれぞれの段階で、それぞれの人々が満足がいくような形の生活を送れる社会をつくる必要がある。それに対して、税制がそれを支えていくという必要があるのではないか。今までの税制が、どちらかという企業中心のライフスタイルを支えるものになっておりましたから、その部分にも変えざるを得ないものがあるのではないかとことです。

次は、日本経済が全体的にだめになってきている。その中でよりだめになっているのが地方経済でございます。私が今までいた大阪は、関西全体を含めて関東に比べてはるかに悪い状況です。失業率その他も日本一と言ってもいいぐらいに悪化しております。沖縄がなければ、恐らく今大阪が一番悪いところになっているだろうと思います。

そのぐらい、かつてよかったところでもだめですし、そしてもっとローカルなところに行けば、かなり苦しい状況になっている。そういうものが一体どこから生まれたのかということを見ると、地方が自分たちのことを自分たちで決められないようなシステムを、つくってしまっているところにあるのではないか。いわゆる中央集権型の税財政のシステムをもう少し自由がきくような形にして、地方のことは地方で考えて、お金もきちんと地方が持った形でやっていく必要があるのではないか。そういう自主独立の考え方ですね。これがなさ過ぎたために、今のような中央政府に依存する自治体をつくってしまって、経済政策というようなものをほとんど考えない、国の言われるままに公共事業をやるというような地方制度をつくり出してしまった。こういうところを根本的に税のシステムから変えていく。勿論財政システムを変える必要がありますけれども、税の面でもここを触って考え直していくということを考える必要がある。

四つ目は、今の消費不況と言われるところは、ほとんどが将来不安に基づいた所得の抑制からくる消費の停滞というものにあると思いますので、将来不安を取り除いていくために、きちんとした社会保障制度というものにつくり変えていく必要があるのではないか。

こういう場合には、ただ社会保障をたくさん出せばいいということではなくて、どれだけの負担とどれだけの給付が関係するか、負担と給付をきちりと将来にわ

たって示す。5年置きに間違った計算の修正をここ30年続けてきているわけですから、そういうところをきっちりとやり直してほしい。将来に対しての安心感をつくるような社会をつくり、税制をつくっていく必要があるだろうということでございます。

今、それぞれのところで税制のもたらしているゆがみのようなお話も少し出しましたけれども、基本的には今の税制というものが、経済にマイナスに働いている部分があるという考え方ですね。これがやはり税制改革をしなければならない、ないしは質の高い経済成長を目指す場合に変えなければいけない理由ではないか。中立であるというはずの税制が、むしろ中立ではなく、非効率性まで発生させている部分がある。だから、これを変えましょうというわけです。だから、中立なんていう穏やかな表現ではなくて、むしろ効率という考え方を表に出したいわけです。でも、効率というと、何か金持ち優遇だというような、部分的な批判でつぶされてしまうので、もうちょっと次元の高い「活力」という言葉を出したわけです。

昨日の提案の中でも、副題に「公正、活力、簡素」という形で「活力」という言葉が残せたんですけれども、これまで中立でやってきたから、かえって経済に逆のことを与えている部分があるということで、我々の言葉としては「活力」という明確なメッセージを出そうということでございます。これはまだ6月の最後のレポートまで闘いが続くんだらうと思います。

それから、ゆがみをもたらしているものとしては、やはりライフスタイルの各時点時点で企業を介した生活をさせるような税制になっている。典型的には源泉徴収という形で、個人には全く納税の面倒くさいことをやらせないで、企業だけに責任を負わせるというようなのも一つ問題になるでしょうし、退職金の税制とか、そういったライフスタイルをゆがめている部分を是正する必要があります。

ついでに言うならば、この場合にはもう一つ、女性の就労というものを確実にゆがめている部分、配偶者特別控除とか、配偶者控除というようなものも考え直す必要があるのではないか。先に課税最低限を下げようという議論が表に出ているわけですが、結果論として課税最低限を下げるとするのはいいわけですが、理屈としてはゆがめているものを是正するという形を考えております。

あと、不公平というのは、前々から言われておりますクロヨン(9・6・4)の問題で、一向に改善はされていないわけです。平成元年の改革のときには、みんなで悪いことをしましようという方向で不公平感を払拭しようとした。それが配偶者

特別控除なわけです。クロヨンの問題でサラリーマンが損をしている、ではあんなたちにもアメをあげるよというので配偶者特別控除をつくって、業種間の不公平を少し抑えた。その部分の是正を本格的に今回やる必要があるのではないか。

複雑さというもの。これは申告された方は、今年大分楽になったわけですがけれども、やはり複雑であることに変わりはないですし、法人税に至っては普通の人ではまずわからないというような形になっておりますから、そういうところも変えていく必要があるだろう。

あと云々というのはありますけれども、細かいところは省きまして、そういう点から考えて、今回の税制改革に当たってはどのような理念を持ってやっていくかというものを5つに集約させたわけでございます。

一つは、これは政治的な意味でも、税制をやっている者としては、そろそろ真っ当な改革をしてほしいなということを込めて、シャウブ勸告以来の包括的かつ抜本的な税制改革をやるんだ、そのぐらい大きな税制改革をやる。課税最低限をちょっと下げてくださいというようなちまちまとした税制改革ではないということを明確にしようということで、これを一番最初に挙げております。

2番目は、基本的に活力をきちんと出していくためには、広く薄くという税制を考えましょうと。ついでに、簡素ということはいかなる税制においても必要になりますから、簡素も入っておりますけれども、やはり広く薄くという考え方です。広くというのは、課税ベースを広げるという意味で、増税を意味しています。そして、薄くというのは、税率を下げるか、税負担を下げるか、どちらにしてもどこかでは確実に減税がある。増減税を組み合わせるということを明確にしたいわけなんです。ここで薄くを取られてしまったら、何にもなくなってしまいうわけです。ただ増税をする。財政を再建するということは、今日のここでお話をする方たちは、確実に頭の中にはだれもが持っていると思います。ですから、どこかで増税をすることは確実に必要なわけですが、ただ増税だけで税制の構造改革をしていくというのはまず不可能といえますか、国民的にも受け入れられない。しかも、活力を失わせてしまう可能性がありますから、ですから広く薄くということをしつこく言葉として残しております。

3番目は、やはり競争力を高めていくという意味で、国際的に調和を図りながら税制を決めていく。特に法人税のことを意識しております。それから、金融課税に対してこういう方向性というものを打ち出しております。

4番目が公正で今回の中ではこれを強調したい。公平という言葉ではなくて、公正という言葉を使った背後には、すべての人が社会に参画しすべての人が負担を合うということがあるわけです。100円でも1,000円でも稼いだ人は何らかの形で税を納めていただく。たとえ身体障害者の方たちでも、作業場で作業をして賃金をもらう、物を販売して所得を得る、そういう中からでも一旦税金を払ってもらうという社会にしてはどうか。税というのは全員が払うものだ。勿論社会保障は別途きちんとやるわけです。それが公正ということであって、やはり税というものをすべての人に払ってもらう社会をつくりたいわけです。税調の資料を見ると、フェアネスが公平と訳してあるんですけども、私は公正だと思うんですけども、これもまた後で議論があるかもしれません。

最後は、国と地方の歳出を見直して、税負担にきちんと報いられるような小さな政府をつくりたいということなんですけれども、基本的にここでは歳出をカットして、それを一つの財源として税制改革に使う。税の中だけで収支を合わせるというような、従来型の税制改革論議だけにとめておいてはだめだろう。今回の場合には、歳出カットと合わせた税の構造改革というものを、国も地方も考えないといけないということでこういう理念を挙げ、そしてそれぞれどんな改革でやっていくかというのを書いておきました。

具体論に踏み込むと、どうもあらゆる役所が文句を言うようですが、余りここには触れません。普通に考えれば大体出てくる話です。まず、基本的には法人税を何らかの形で税率ごと下げていくということも考える必要があるのではないかと。それから、研究開発投資とか設備投資に対して、ないしは加速償却制度も含めて、法人の活力を高めるための税制というものを、本格的にやる必要がある。別に国際比較で日本がほぼ国際水準を満たしているからやらなくてもいいというお話ではなくて、国際水準と同じでも、今、日本の置かれている状況は余りにも惨めなところまで落ちているわけです。ですから、これに刺激を与えるための政策というものは、必要ではないかという意味で最初のところは挙げております。

そして、次のところはライフスタイルに合うという意味で、女性の就労の問題、それから生前贈与についても、いつ贈与をするか、相続するかということにゆがみを与えないような税制にしていく。ですから、生前贈与はある程度今よりは優遇してもいいのかもしれない。しかし、相続においては取るものはやはりきちんと取るというような方向で、一生累積というようなところまで考えに入れた形でやって

いく必要があるだろうということです。

それから、最後の問題は、これからの社会が官だけで、行政だけでできるというものではない、公益的なサービス、ないしは公共的なサービスというものを民間が提供していく、それを促進するための税制というものをきっちりと整える必要がある。いつまでも明治の民法を持っていて、公益法人の今のシステムをはっきりと変えて、寄付をしやすい、あるいはNPO法人というようなものもきっちりと利用できるような状態のものをつくっていく必要があるということで、今まとめて挙げたのが今回の諮問会議に出たものでございます。

もう一つ私が申し上げておきたいのは、この数か月といいますが、前からある程度ありますけれども、こういう税制改革を進めていくに当たっての手續についてです。何か役所間の対立と言ってもいいのかもしれませんが、一番肝心なことを議論しなければいけないときに、何か手續論ばかりをやってきたというのがこの数ヶ月です。要するに、他の省庁からの意見をどこまでどこで反映させるかということが、今の政策決定システムの中でどうもはっきりしていないんですね。諮問会議で決めようとするのが、その前の段階でありとあらゆる調整が入って、ほとんど意味のないような文章しか出てこないというのでは、日本の政策決定にとって非常にマイナスになる。

やはり政府がどういうメッセージを国民に出すかということが重要であって、それを明確に言えば税調でもいいですし、与党の税調でもいいですし、そういうところがどういうふうな反対論の下に、それを変えていくのかということを表で議論しなければ意味がないと思うんです。国民の側からすると、昨日突然ぼんと諮問会議にこのペーパーが出てきたとしか思えないわけですね。最初の時点のころはもうちょっと格調高いことが書いてあったのに、それがどんどん薄まって、みんなが同意できるような範囲のものでしか出てこない。

これも政治のプロセスとしては必要なかもしれませんが、意思決定のシステムとしてどこかがリーダーシップを取って、原案なら原案を出した後、どういう議論でそれが変えられていくのかを明らかにするようなプロセス、そういうものを是非ともつくっていただきたい。

私の力で何とかなるというわけではないですけども、今の三すくみ状態か、四すくみの状態の中からの政策しか出せないようだと、日本の構造改革は失敗に終わる。構造改革の中でも、特に税制に関してはここへ来てがくんとトーンダウンが始

まっていますので、是非ともそういう意思決定のプロセスから考え直していったただきたいということを最後に申し上げて、とりあえず最初のスピーチを終わらせていただきます。

井堀 ありがとうございます。最後の点は、ここ数か月跡田さんがやってこられたことの実感が非常にこもっていました。また、それは後で議論になると思います。

では、次に田近さん、お願いします。

田近 御紹介いただきました一橋大学の田近と申します。私のレジюмеに沿ってお話させていただきます。

本日は、「経済の活性化と税制、日本のなすべき改革とは何か」をテーマとしてお話をさせていただきたいと思います。

まず、跡田さんはこの数か月の税制改革のプロセスを振り返られたわけですが、第1に日本の必要とする税制改革は何なのか、今なぜこの改革が必要なのかということです。勿論バブル以降、最大の問題というのは不良債権が重い石みたいにあって、それが何をしても日本の経済の足を引っ張る。それはそうだと思います。ただ、財政の観点からは実物の側面が重要になるわけですが、そこで多くの人が指摘しているように、財政再計算、年金の問題がとくに大きい。負担は増えて、給付がカットされる。つまり、重いということだけではなくて、将来が見えない。

第2に、医療、介護です。これがなかなか見通しができない。この問題を研究しているのですが、本当に規制が強くて、既得権益の厚い壁の中で身動きができない。そして、地方交付税についても、跡田さんもおっしゃいましたけれども、公共事業が基本的には所得再分配の道具として使われて、それが非常に非効率になっている。したがって、財政の問題を考える者として、日本経済が実態面で抱えている構造的な問題は明確であると思います。余りにも大きい問題であるけれど、問題自身の所在はわかる。そういう中で、一体税の側面で何が問題となっていて、何ができるのだろうか。

日本の抱えている問題が余りにも大きく、かつ構造的ですので、ここの税をひねれば明日からすばらしいことが急に起きるかということ、必ずしもそうではないだろう。また、財政のプライマリーバランスをこれから何年かでプラスに戻さないと、債務の返済が困難になる。

そししたなかで、今の経済を活性化させるためには、税収確保だけ済むわけでもない。そうすると、税制改革にあたっての我々の射程というか、ゴールは、人々のやる気を高めて、内外の企業が日本を研究開発や生産・サービスの拠点として選択するためには一体税として何ができるのか、その基本的な問題に対して、今やれることは何なのかということことだと思えます。それをこれから考えていきたい。

5つ申し上げたい。まず、重いのは社会保険料だ。そししたなかで、社会保険は社会保険、税は税では問題は解けない。90年代に入っているいろいろ減税をして、税の負担、所得税の負担は下げられてきているわけですがけれども、何と云っても社会保険料の負担が大きい。それが残った。表1でご覧になっていただきたいと思えます。

厚生労働省が調査をしている『国民生活基礎調査』を使うことができ、そのこの個票から集計した結果を使って話させていただきます。表1は、サラリーマン3万2,000人の平成9年の所得を見たわけです。これは10分位に分けたわけです。分位6というのをごらんになっていただくと、平均所得が400万、所得税が3.3%、所得税、住民税を合わせると5%、社会保険料を合わせると13.4%と、負担は倍以上にはね返る。それをずっとご覧になっていただければわかるのですけれども、負担について何が起きているのかは明らかになっていると思えます。そして、問題は負担がたんに重くなるだけではなくて、将来どのくらい重くなるのかはわからないというのが問題なんだ、それをまず言いたい。

それだけではなくて、年金や社会保障を扱っている厚生労働省は、結局外から入ってくるお金は人のお金なわけです。つまり、社会保険庁を通じて保険料として集めない限り、税金で入ってきてても外からのお金人のお金なのです。国庫負担が入ってくれば年金の財政は楽になるし、医療保険の財政も楽になると。では、そのお金は一体どこから来るんだという問題意識がない。それから、在職老齢年金の場合ですと、賃金が増えると受け取る年金額がカットされます。この場合も、実は年金のカットが、実は所得税になっているのだという発想がない。まさに社会保障の負担を今後どうするかは、日本の一番大きな問題の一つなのでしょう。そして、それが税制に与えるはね返りというのが余りにも考えられていない。この点を指摘させていただきたきたかったわけです。逆に税の方から見ると、この社会保険料負担というのを今後どうするのか。基本的には、基礎年金部分をどうファイナンスするのか。報酬比例部分というのは、今のように社会保険として負担を求めるのではなくて、個人の貯蓄として、あるいは個人の積立て年金として改革することはできな

いの。もし、報酬比例年金が積立年金となれば、それはもはや社会保険というのではなくて、個人の資産形成になる。となれば、この部分を強制的に、賃金税である社会保険料で取る必要はなくなる。

したがって、これまでのなんでも賦課方式年金であった年金の2階部分である報酬比例年金を積立化することの最大のメリットは、我々の賃金税が減るという意味です。したがって、これから幾つか問題を述べますが、何と云っても、私の考えでは圧倒的に大きい問題は日本の場合は社会保険、とくに公的年金です。

日本の税制改革の論点として指摘した第2点に移ります。今度は所得税に注目して負担の分配を見ていく。そうすると、所得税の累進性が高いのは控除が大きいためだということがわかります。資料が足りない点なので、間接的ですが、表はそのことを物語っているわけです。先ほどと同じ3万2,000人について調べました。第1分位から第10分位までのクラスがいて、それぞれ3,200人ぐらいいるのですが、所得シェアが一番貧しい人たちは1.5%、一番高い人は27%、平等ならば10%が平均になるはずですが、所得税の負担のシェアというのが0.1%から45%。そうすると、負担のシェアを所得のシェアで割れば、もし完全に比例税ならば1なわけです。1を超えればそれは累進的だということです。

これは私自身もある意味で驚いたのですが、1を超えるのは第10分位だということなんです。第10分位まではこの意味で累進的ではないということです。それは所得の控除が大きくて税が漏れているというからです。だから、表向きの意味での累進性であって、下の方が漏れているからだというわけです。

第3点について述べさせていただきます。それでは日本の所得税負担をどう改革するか。戦略的にというか、どうしてもしなければならないものを挙げたら何なのかということで、私なりに考えたものです。それは配偶者・配偶者特別控除の撤廃と公的年金等控除の縮小が本当に必要だということです。

これまで申しあげてきましたように、結局負担が偏っている。全体的に見て、所得税自身の平均的な負担は必ずしも高くはない。しかし、よく中身を見てみると、雇用所得というほとんど均一的な所得であるにもかかわらず、負担には大きな格差がある。それはさまざまな控除のためである。その控除のどこを見直すのかということなんです。

もし、見直さなかったらどうなんだろう。もう何をやっても何かのぶつかり合いで、改革をしなければ、財政赤字がどんどん増えていって、日本の国債の調達金利

が上がっていくという事態になって混乱してしまうかもしれない。そうではなくてもしそこを改革しようとするれば、消費税が出てくるだろう。

今、所得税を改革しないで消費税に任せておけば、負担の逆進性は避けられない。消費は所得の一定割合で、その割合は低所得者の方が高い。したがって、消費税というのは本来的に逆進的であるからです。そうすると、所得税改革をしなくてもその代わり消費税にもっていけば、なし崩し的に課税最低限を下げて所得階層の下の方から取るということにならざるを得ない。そうした負担のあり方を正面から議論せず、いわば裏口から負担を上げてしまうことをやるなら、所得税の適度な累進性を保ちながら、所得税の負担が今よりも上がるような仕組みをつくるべきだと思います。だから、私は諸控除の改革というのは、それは改革ですからいろいろ損得はありますけれども、日本全体としてはやるべきだとおもいます。あるいは、近視眼的、短期的には損かもしれないけれども、長期的にはその方が正しいのだということを私は言いたいのです。

では何をするのか。それは次の2つである。第1は、配偶者・配偶者特別控除。今、そしてこれからの時代に専業主婦に対しての特別な措置というのは要らないだろう。いろいろ議論があれば後ほどするとして、それに代わって育児給付を拡大するなど、育児への支援は必要だろう。育児給付は厚生労働省や市役所を通じてではなく、国税庁から支給することも可能だ、税は取るだけではない。税制をやっている一つのチャレンジは、税の中で給付ができないのかということです。あるターゲットをしぼって、人々の行動にゆがみを起こさないような形で。この場合は育児給付ですけれども、それを税で還元していくという仕組みをこの際考えられないか。これが第1の改革点です。

次に、公的年金等控除。だれも年金をもらっている人の負担は上げたくはないわけですけれども、表3をごらんになっていただきたいと思います。これもやはり『国民生活基礎調査』からの計算結果ですけれども、所得階層200万から400万で雇用者と年金受給者を比べたわけです。そうすると、区間平均の所得が雇用者が290万、年金受給者が270万で、所得税が3%対0.8%、住民税を加えるとが4.5%と1.3%になります。そして、全部足すと12.6%と5.6%。400万円から600万円もこうした関係は変わりません。

したがって、同じ所得でこれだけ格差が開いている。そしてまた、ここで上がる税は基本的には年金や医療、そういうものに還元されるわけですから、これもまた

改革しなければならないものだろう。痛みはあるけれども、それは前向きな形で受け入れないと、改革はできないと思います。

次に、給与所得控除、社会保険料控除です。資料なしに話をさせていただきますが、日本の所得税全体で、諸控除による減収額の大きさを知っていただきたいと思います。配偶者控除・配偶者特別控除で減収額が1.2兆円ぐらいあります。公的年金等控除で1兆円ぐらいあります。これは財務省の推計です。そのなかで給与所得控除は7兆円もあるのですね。それから、社会保険料控除で会社の部分は除いて、本人部分だけで大体1.2兆円です。

だから、政策的なマグニチュードからいけば、給与所得控除というのが最大の項目になるわけですがけれども、端的に言ってこれをどう手を付けるか。これは時間がないので、ディスカッションのところで触れた方がいいかもしれませんが、自営業者との兼ね合い、自営業者の課税強化というのがどのように実現されるのかというようなことをきちんとしないで、給与所得控除だけを下げますよとはいかないだろうと思います。ただ、給与所得控除というのは、それを通じて日本に申告納税制度を根づかせるのだとか、それ以上の大きなねらいがあるのかもしれない。社会保険料控除は、まさに先ほど言った社会保険自身との兼ね合いで考えなければいけない。そこで、今、個人所得税の控除の範囲達成すべきゴールは配偶者・配偶者特別控除の撤廃、公的年金等控除の縮小であり、これは恐らく税制改革として譲れない一線だと思います。

第4の論点に移させていただきます。法人税に目を向けて考えてみたいと思います。日本の法人税が高いのは地方法人税のためであり、この問題を解決するためには、地方法人課税に代わる税源を考えるべきだというのが私の考えです。

法人税の問題は現在どうなっているのか。これはベリーホットですね。今年の5月17日、つい先週ぐらいにアメリカの財務省長官のポール・オニール氏が法人税について発言しています。要するに、目が覚めてみたらアメリカの企業が、国内からいなくなったら困ると。そういうふうになるかならないかというのは、アメリカの所得税法がどういうふうにかかれていて、あるいはどういうふうの問題があるのかということなんだというようなことを言っています。

以上を背景として、まず指摘したいのは、レジюмеに書きましたように、「グローバル化した経済において法人税から多くの税収を期待することはますます困難となってきた。高い法人税への企業の究極的な対応は、タックスヘイブンに本社を

移すことである。アメリカでは、バミューダなどへの本社移転が現実に起きており、法人税は愛国税かという議論が今まさに生じている」ということです。

これは、かなりホットなディベートで、ニューヨークタイムズがかなり火をつけて、ポール・クラグマンが、法人が税を払わないのはけしからんというふうな論陣を張っているいろいろやっているんですけども、どこの国でも多かれ少なかれ問題は同じです(Paul Krugman, *The Great Evasion*, *New York Times*, May 14, 2002)。

日本はどうか。ある意味でもっと深刻なわけですね。外国を見るまでもなく、日本の企業は高い国内コストに悩まされ、またアジアやヨーロッパ諸国の税率は日本よりも低い。そうした中で、日本の企業が日本にとどまる誘因を与える必要がある。したがって、重要なのは、法人税の率自身である。勿論タックスベースを正す必要があれば正した上で。

ここで私の考えは、研究開発とか、日本の将来を左右する、そして外部効果があるというものに対しては、ターゲットを絞ったクレジット、投資税額控除が必要だろうということ。ただ、やみくもに加速償却したり、一律の投資減税をしたりすることは、今は必要ではないだろう。企業の減価償却とか利益で内部資金が投資額よりも大きい時に、投資のためにキャッシュフローを増やしても効果はない。資金は潤沢なわけです。そこで、法人税では、法人税率を正面から議論すべきだと思います。日本の法人税の実効税率は、国が30%、地方がほぼ10%で40%程度であると言われていています。このうち地方の10%が国際的に見て高いことは自明です。法人税は地方税になじまない。その一つの理由は、企業の誘致を図る地方が租税競争をするためです。もし日本でもどこでも、法人税を地方税とすれば、明日から優遇税制の競争が始まるわけです。実際、経済産業省の資料によると、日本と並んで法人税が高いというアメリカでも、地方ではいろいろな優遇措置がありますから、地方の法人所得課税の実効税率が非常に低くなっています。では、なぜ日本でそうっていないのか。それは、地方自治を掲げながら、実は総務省が一元管理しているからです。だから、東京などは、地方の間で租税競争は起きないことを前提として、超過税率をかけているわけです。皮肉ですが、もうこれは地方法人税ではなくて国税です。つまり、国税として地方で法人に税金をかけているから成り立っているのです。したがって、本来、そういう部分は国税で処理すべきだと思います。ミニマムな地方課税として法人住民税というのは残しても、法人事業税部分は撤廃しなければならないと私は思います。

そして、法人事業税に代わって、付加価値や賃金、資本金などへの外形課税を行えば、これはもっと企業に対する負担になっていくわけです。実際、外形標準課税が世界中で廃止されてきたというのはそういうことにあると思います。ドイツにせよ、フランスにせよ、グローバル化の中で企業競争が激しくなって、資本が国境を飛び交う中で、いずれの国もなくなっていった。それをこれから日本で制度化するということに関しては、私は本当に理解できない。何のための活性化の議論をしているのだろう。

これも先ほど厚生労働省の話、あるいは社会保障と税と同じで、まさに地方を管轄する役所と財務省との間のマタ - になっている。地方のことは財務省の人は、それには触れられませんか。地方の方は、国の方には意見を挟ませませんよ、挟むなら税源をくださいと。そういう形でずっと役所のにらみ合いが続いてきた結果、こういう形になっている。地方、この場合は都道府県ですが、そのサービスとは何か、それに対してだれが負担するのかというもっとも重要な問題に触れずに、これまで取ってきた法人事業税が景気が悪くなって減ってきたから、安定した「法人課税」に取り替えたいという形で税制改革が進むのは、とても残念です。まさに国を挙げて真剣に経済の活性化を考えている中で、外形標準課税が出てくること自身が、非常に問題だと思います。

では、どうやって解決すべきなのか。上に述べたように、私は国民に正直に問うべきだと思います。皆さん、御存じかもしれませんが、都道府県の税収の3割から4割ぐらいは法人事業税から上がっているわけです。そして、都道府県の行政サービスというのは警察、学校等々のそういうサービスです。それに対する負担が今言ったような形であっていいのか。これは正面から議論すべきものだと思います。

もし、付加価値に課税するなら消費段階の付加価値、つまり消費税とするべきです。地方サービスは個人がその多くを消費することからもこの方が望ましい。そして、それを地方に配分する。そして、固定資産税というのは今まで市町村の独断でほとんど独り占めにしていた。しかし、法人の活動というのは市町村に限られるわけではありませんから、法人部分の固定資産税を都道府県に移すことはできないか。このように、経済の活性化を意識したときには、法人事業税の改革の次に出てくる世界というのは、外界標準化とはまったく異なる、まさに給付と負担を正面から反映させた新しい世界が出てくる。私はそう思います。

最後の論点は、資本所得課税です。デュアル・インカム・タックス、すなわち、二元的所得税のアイデアが出ています。これは悪い選択ではないが、所得税改革の必ずしも、ゴールではないということをお願いしたいと思います。

税制のことを考えれば、あるいは考えてきた方はおわかりのように、何と云っても、所得税のアキレス腱というのは資本所得課税にあるわけです。これはもう痛烈というか、非常に痛みの伴う問題が実は1970年代、80年代にかけて欧米諸国で起きたわけです。そのときはインフレが起きて、インフレの中で支払利子の控除を行う、そこでいろいろな租税回避の手段が講じられて非常に不平等な税制になった。そういうふうな租税回避の方法を使える人と使えない人で税負担がものすごく変わった。そういう痛みの中で、いろいろ考えてきたわけです。結局、それは包括的な所得税はだめだねと。それに対して、資本所得に税をかけない支出税に行くのか。これも彼らは大分議論しています。

その結果、北欧諸国ですから、税収も非常に必要だという中で、ある意味で苦肉の策として出てきたのが、労働所得と資本所得への税金を分離するだ。その背後には、また新しい環境として資本の国際移動というのが起きてきたわけです。したがって、資本所得に包括的にかけるということは、選択肢から外れてきた。

そこで、二元的にかけるということは、生活の知恵として、現実的なソリューションとしては望ましいんだろうなと。加えて、日本では間接金融から直接金融、個人のポートフォリオを預貯金から、よりリスクな投資に向けるのは悪くはないだろう。そういう意味で、投資のしやすい環境ということで二元的所得税も悪くはない。

ただ、恐らくこの話は、これからまた本格的に世界中で議論されるのだろう。つまり、所得税が将来的にどういう形で生き延びていくのか。フラットタックスという言葉がありますけれども、いろいろな言葉で使われていますけれども、アメリカでフラットタックスと言うときには基本的には付加価値に税金をかける。つまり、貯蓄には税金をかけないような形でいくというわけです。したがって、私の理解は、ここは本質的な問題で、二元的所得税が到達点、ゴールではない。しかし、プラクティカルなソリューションとしてここに進むことは、次の改革を考えてもそれは悪くはない。そういう意味で、この改革を私はサポートしたい。

以上です。

井堀 どうもありがとうございました。田近さんの今の報告は、特に所得税改革を中心に、幾つかの表を参考にしながら、非常に説得力のある議論だったと思います。

それでは、2人の基調講演を受けて、残りのパネリストの方に10分以内で、コメントも含めて税制改革について自由に議論していただきたいと思います。

最初に中里さんですが、中里さんは御存じのようにパネリストの中では唯一法律出身ですけれども、実は経済学にも非常に造詣が深くて、しかも我々財政学者以上に数学にも得意という、金融税制、デリバティブに関しては大著を書かれておりますので、二元的所得税論についても一言触れられるのではないかと思いますけれども、10分以内でよろしくお願いします。

中里 わかりました。中里でございます。

幾つかのコメントですが、法律の立場からというか、経済の議論からちょっと離れた一般的なところからのお話をあえてさせていただきます。お二人の先生方がお話になったことにつきまして、理論的根拠等について十分理解するものでありますけれども、いいか悪いかは別として、経済の理論のみで世の中を動かすわけにはいかないだろうというところがございまして、そういう点から幾つか申し上げます。

1番目は、税制の加重負担の問題です。税の加重負担ではありません。要するの、租税制度に余り皆さんがいろいろなことを期待し過ぎているのではないかという気がいたします。確かに、だれでも魔法のつえがあったらいいとか、打ち出の小槌があったらいいと夢想することはあると思いますが、夢想は夢想であって、それ以上のものではないわけです。租税制度はもしかすると魔法のつえなのかもしれませんが、今までのところ、減税し続けてきて余り成功していないわけです。本日のお二人の先生方は、租税制度でいろいろなことが全部解決できて、世の中がよくなるということをおっしゃったのではないと思いますが、何かそういうふうに聞こえるところがないではない。租税制度に加重、過大な期待をしてもいいのか悪いのか、ちょっとわからないところがあるわけです。

2番目は、経済の先生方と議論しているといつも感じることをもうしあげます。もっとも、私は法学部の先生と議論していると全く逆のことを感じることもあるので、これもなかなか難しいところなのですが、法律学と経済学というのは、ほかにもいろいろな学問はありますけれども、社会の方向性を変えたりしていくときに最も重要なものだと思いますけれども、法律の役割というのは租税制度を議論する際

にはどうしても無視するわけにはいかないということです。経済理論的にどのように望ましく思える税制改革であっても、それが憲法違反であれば、憲法を変えない限りできません。恐らく今の憲法を変えることは相当難しいのではないかと思いますけれども、そういうことでございまして、いろいろな法的な制約、もっと言いますと、制度的な制約の中で実際の税制改革というのが成し遂げられていくわけです。この点を無視されると困るということです。

また、仮に法律を変えたとしても、法律の条文を変えると世の中がそのままさっさと変わるということもありません。これは慣性が働くわけでして、慣れ親しんだ制度が急に変わりますと、人間は混乱を来すということもあります。トランジションというのは非常に慎重にしなければいけないものでしょう。だから、法律家というのは、経済の方から見ると過度に保守的に見えるのでしょうけれども、それにはそれなりの理由があるということです。

簡素な税制というのは論理矛盾だと思います。そういうものは世界中どこにもないわけでございまして、簡素な税制というのは、簡素ということの意味にもよりますが、極論すればいい加減な税制と言ってもいいかもしれません。公平性を追求し、さまざまなものをデリケートに見ていけば制度は複雑になるし、そのような意味で税制が複雑であること自体は悪いことではありません。そのために我々専門家がいるわけですから、何も素人が見てもすぐわかるような税制なんていうのは夢想的ではないでしょうか。

それから、税制改革でも、租税制度そのものの運営でも、手続的な面というのはやはり重要でございまして、法律家は常に手続のことを考えております。具体的にどうするかということを考えるわけですが、税制改革の手続であれ、租税法律に従って税金を取っていく徴収の手続であれ、手続を無視したらたちゆきません。つまり具体的な細かいところまで議論されていない税制改革のデザインはないのと一緒だという気がいたします。

アメリカの税制改革のいろいろな議論はどこでやっているかといいますと、勿論財務省でもしていますが、連邦議会にジョイント・コミティー・オン・タックスセッションというのがございます。ここには、私も十何年前に訪ねたきりですが、たしか50人ぐらい若い専門家が集まっています。PhDを取った経済学の大学の先生の予備軍のような方が20~30名と、それとほぼ同数の若い弁護士が議論しているわけですね。

なぜ、経済財政諮問会議なり、内閣府で議論なさるときは経済学の方ばかりなのか。それが法律学の軽視を意味しているのではあるとすれば、多分具体的に実現しようという意欲がないからではないかという邪推さえ不可能ではありません。つまり、制度を改正するためには我々法律家の力がどうしても要るわけです。たとえ経済学の方は法律がきらいであっても、法律のトレーニングを持った人間でないと条文はなかなかつくれない。法律のトレーニングをただ受けても条文はつくれないんですが、これは難しいところがあるということです。ですから、法律の役割とか法律の制約等を見捨て、いかにどのような望ましい方向性を示したとしても、それは全くではないですが、かなり無意味だということです。

3番目ですが、今の日本の租税負担は先進国の中では最も軽いものであるということは実証された事実でございます。社会保険料の負担を入れても、私は「エコノミスト」誌で見ましたけれども、個人所得税プラス社会保険料の負担を入れて、確かOECD加盟国の中で一番下だったのではないかというふうな気がします。つまり既に十分すぎるほどの減税が行われているのでありますから、これ以上減税は要らないという議論もあるわけです。勿論、取り方をどう変えるかという議論は多少はあるのだらうと思いますけれども、これだけ税金が安くて、それで経済的に問題があるとすれば、経済政策の立案者が悪いのではないのでしょうか。

今の国家運営を前提とすると、100のお金が必要なときに60しか取れていないとしたら、減税は既になされているのですから、支出を60まで減らせばいいというのは単純な話だと思うんですね。多分減らせないと思いますけれども、それはそれとして、これ以上の減税というのがどういう意味を持つのか。私は財政の点をこえて金融の方に気持ちが動きます。金融の方が心配になってくる。金融制度というよりも、国債云々も含めた広い意味ですが。

4番目は、日本の経済がふるわないのは、税制が悪いということもあるのかもしれない。法律家が悪いという点もあるのかもしれない。経済学者が悪い点というのものもあるのかもしれない。何があるのか、それはわかりませんが、本当の根本はヒューマンキャピタルの劣化というのか、要するに高齢化が進んでいるということでございます。これからますます進むという確実な将来予想がある。2025年とか30年ぐらいまでどんどん進んでいくという将来予想があるときに、そうノーテンキにぱっぱと減税をしてもおられないだらうというのが国民として当たり前なことでしょう。もっとも、ヒューマンキャピタルの劣化では質が落ちるみ

たいですから何と言ったらいいんですか、価値が下がっていく中で、生産年齢人口がどんどん減っていく、消費人口がどんどん増えていくという中で、そんなに活力が魔法のように税制で生み出されるとはとても思えないわけです。まじめにそう言っているとすれば相当無責任な話でして、とことん問い詰めたい気さえします。納得させていただければわかるんですが、今では納得できないということです。

井堀 どうもありがとうございました。我々財政学者にとっては非常に耳の痛いところでございます。

最後に林さんですけれども、林さんは税制改革について、特に地方税、それから法人税を中心に日ごろ精力的に活躍されていまして、幾つか非常に貴重な本も出されております。では、10分程度でコメントをお願いします。

林 関西大学の林でございます。経済財政諮問会議とか政府税制調査会というものを、ある意味背中に背負っておりませんので、割と好きなことが言えると思うんですけれども、税制改革とか構造改革とか、税制の構造改革なのか、構造改革のための税制改革なのか、その辺の言葉の修飾関係がもう一つ理解できていないところがありますが、その中で私なりに少し考えていることをコメントというか、意見も交えながら、一つは活性化ということの論点、もう一つは所得税が最近議論になっておりますので、所得税の議論、それからもう一つは今、井堀先生が御紹介いただきました地方税の話という、大きく3つの論点で、10分ぐらいですから簡単にお話を申し上げたいと思います。とはいえ、先ほどの跡田先生、田近先生の御意見を私も賛成ですと言ってしまうと、これで終わってしまいますので、少し別の視点を入れながらです。

まず一つ目の活性化の観点でありますけれども、小泉首相ではないですが、よく構造改革なくして経済成長なしと言われます。その意味では、構造改革という言葉は経済の構造そのものだったり、あるいは産業構造の改革が大きなテーマになるのかなと思います。勿論いろいろな意味で、税負担の構造改革とか、教育の構造改革とか、いろいろあるとは思いますが、経済成長という観点でいくと、産業の構造改革だろうと思います。

先ほどから、将来的に割と厳しい話が出ておりますけれども、やはりこの点は同様でありまして、産業構造を国際的な競争に耐え得るものにしていかないといけない。それから、もう一つは将来的には人口減少というのが予想されている。そうすると、借金の方は減っていかないわけですから、マクロのGDPを一定維持するた

めには1人当たりの生産性を上げないといけないということです。

そういうことを経済にとっての課題だ、産業にとっての課題だというふうに考えましたときに、先ほど法人税率の引下げというような形で活性化という御意見がありましたけれども、私はこの点に関してはもう少し極端に、ある意味で法人税率の引下げというばらまきの法人税減税ではなくて、例えばIT産業だとか、あるいはこれからの日本のことを考えれば、福祉産業というような特定の業種をねらい撃ちしたような軽減策というのをやってもいいのでないか。あるいは特定分野での投資を促進するという含めて、そう思います。これは税制の中立性をあえて逸脱するようなことを考えております。

その際の財源ですけれども、これは経済の構造改革とか産業構造改革ということ念頭に置いた場合には、やはり財政全体で考えるべきだろうというふうに思います。その場合は、勿論歳出のことを考慮に入れてということになるわけですが、少し予測がつかれたかもしれませんが、典型的な国内産業で、若干外部の企業ということはあるかもしれませんが、土木等の公共事業からのお金を使って別の産業へということを大胆に展開するべきではないかなと思っています。恐らく、こういうことをすれば、日本は将来的には産業構造がこういうふうになるんだとか、こういう産業構造を目指しているんだということがかなり明確になって、活性化ということもむしろ張りがつくのではないかなというふうに考えています。

今の日本の状況をどこまでどういう形で認識するかですけれども、勿論この当時を私は知らないわけですが、例えば敗戦後のこれから立ち直らないといけないというときと同じぐらい大変なときだということまで考えてしまえば、戦後のときというのは傾斜生産方式で、造船だとか、石炭というところに集中的に資金を振り向けている。その意味では、中立的ではなくして成長しようという形を取ったわけです。

これは多分どこかの産業だけを優遇するのかという話になろうかと思えますけれども、将来を目指してという意味で考えれば、もっとここを重点的に伸ばしていくべきだということを、むしろ税制だけではなくて、財政構造全体を議論されている諮問会議なんかにはこの産業で日本は生きていこうということまで示してほしいなど、ちょっと無責任な言い方ですけれども、そういう感想を持っています。

それから、大きな議論になっている所得税ですけれども、所得税に関しても、活性化という観点と、減税して消費を刺激するという観点がどうもごちゃごちゃにな

っている気がいたします。ただ、所得税に関して広く薄くという議論が出ております。これは思い起こしていただければ、前の平成元年辺りの税制改革で広く薄くという議論をかなりした。そのときに一つの根拠になっていたのが、所得格差が随分縮小してきたではないか、社長さんと新入社員の人を比較してもそんなに差はなくなってきた。これだけ所得格差がなくなった中で、従来のような累進的な所得税制が持っている負担構造を持たせる必要はあるのかという議論で、私も当時、跡田先生たちの指導でいろいろな計算をやって、やはりいわゆる中堅サラリーマンというのは非常に税金が重いなということを実証的に分析いたしました。

そういうことを思い返しつつこれからのことを考えていくと、一方で競争だとか、努力した者が報われるという意味では、これからもっと格差は広がりますよということを書いていながら広く薄いというのは、私はちょっとそのところが十分理解できないところであります。むしろ、一方で社会全体は格差は広がるよということであれば、広く薄くというよりもむしろ所得税については、一定の所得再配分効果を持たせるほうが良いと思います。消費税まで議論を入れるとまた別の話になるかもしれません。また、所得再分配を税制にするべきかどうかという根本的な議論はあるかもしれませんが、結果的に累進的な負担を求めれば所得再分配効果は起きますので、ある程度、あるいは今程度のとんでもいいのかもしれませんが、所得再配分的な効果というのは維持していいんだろうというふうに思っています。

実際に、前の税制改革以前から所得税が持っていた再分配効果を求めてみると、実は 89 年のときの所得税改革では税率は 5 段階に減りましたけれども、所得税に関してはほとんど累進性というのは弱くなっていない。いわゆる中堅サラリーマンの重税感というのは、88 年、89 年の税率改正でほとんど改善されていないという結果になります。その後 94 年の改正要綱で 95 年から税制が下げられます。2 段階目の 20% の税率というのが随分拡大しました。その改正の前後を見てみると、その意味では 89 年の広く薄くというのは、所得税に関して累進性の緩和というものは、95 年の税制の変更でやっと達成されたというのが今の状況だというふうに私は理解しています。

勿論、今申しました所得の負担構造の問題は問題といたしまして、先ほどから議論になっておりますけれども、控除制度についての検討は必要です。累進性は 95 年に緩和されたと申しましたけれども、社会保険料関係ですとか、配偶者特別控除、給与所得控除等の控除制度は大きな改正が行われておりません。その意味では、所

得税の抜本的な税制改革というのは実は1回もされていないだろうと思います。このためには、やはり給与所得控除だとか、要するにこれまで税負担を上げないように少しずつ拡大してきたような仕組みを抜本的に変えていく必要があります。これは所得税制の構造改革ですが、この改革については高い必要性があると思います。

それから、地方税に関して簡単に。地方分権との関連で税源移譲というのが非常に議論になっておりますけれども、地方税に関しては税源移譲が第1にくるのか、地方税改革ということが第1にくるのかということを見ると、私は地方税改革の方を先にやるべきだと思っています。勿論その中で税源移譲というのは発生するんだろうと思いますけれども、少なくとも住民に対して負担を求めるときに、地方団体の側の顔が霞が関ではなくて住民の側を向いているような形の地方税にして、その上で全体の税源配分というものを国と地方で考えていくというのが順序ではないかなというふうに思っています。

もともと税源というのは4対6で、地方税が4割といたしますけれども、税金全体で4割地方税というのは、ほかの国と比べるとそんなに低いわけではない。アメリカなんかでも四割ぐらいしか州地方税というのはない。そういう状況ですから、進めるべきは地方税改革が先に議論すべきだろうと思っています。そして、現在言われております広く薄くの考え方は、個人住民税の比例税化や、企業への外形標準課税の導入など、地方税でこそ求められる理念であると考えています。

ちょっと時間がなくなってきましたので、もし議論が出たら、また細かな内容はそのときにということにいたします。

井堀 どうもありがとうございました。一通りパネリストの御意見を伺ったんですけれども、幾つか論点を分けますと、1つは活性化に関する議論ですね。2つ目が所得税改革に関する議論です。それから、今、林さんが指摘されました地方と国の税に関する分担の問題ですね。それから、第4点として、跡田さんが最後に強調された改革の手法に関しての手續論、あるいは中里さんが言われた法学者と経済学者の役割分担等の問題とか、4つぐらいに分けられると思います。

まず最初に活性化についてなんですが、これは跡田さんも田近さんも基調報告の中で、活性化は非常に重要だという点は強調されたんですが、それ自体は税によって活性化できればそれに越したことはないんですけれども、中里さんのコメントにもあるように、実際問題どの程度税制を改革することによって活性化するのか。これはある意味では定性的な議論というよりは定量的に、この程度税率を下げればこ

のくらい量的に、例えば投資が増えるなり、消費が増えるなり、あるいはGDPが増える、あるいは成長率が増えるとか、そういったシミュレーションの方がむしろ興味があるのではないかと思います。

実は、跡田さんというのは日本の財政学者の中では一番シミュレーションに関しては蓄積のある方ですし、豊富なデータと、戦力となる院生もたくさん抱えておられるわけですが、今までの議論の中で、活性化に関しての定量的な効果についてどういう具合にお考えかというのをまずお聞きしたいんですけども。

跡田 内閣府の中でやっていただいている数字なんかも含めてお話すると、法人税率を下げるとということ自体は、投資をどのくらい増やすかという点ではやはり議論が少し分かれております。80年代のデータを含めると比較的落ち着いた数字が出てくるんですけども、大体5%下げると1.4%から2%弱ぐらいの投資を増加させる。ですから、GDPにするとほとんど0.1%ぐらいしか上げないということになります。

もう一つ、90年も含めたキャッシュフローのタイプでやりますと、キャッシュフロー型というのが既に仮定としてはちょっときついのかもしれませんが、これですと3%を超えて少し効果が出てくる。それから、昔、大臣自身がやったときにはやはり3%ぐらいというのが、これは90年の当初ぐらいまでのデータでやったわけで、バブル期がちょっと入っているだけなので強く出ているところもあると思いますけれども、法人税率というものがもたらす効果というのは、基本的には私はそんなに強くはないと思っています。

ですから、むしろ活性化の火つけといいますか、まず企業に何らかの形で投資を増加させるという方向としては、投資税額控除とか、それから試験研究費、これも設備型のもの、そういうものを幅広く認めていく方が、トービンのqなどを使った投資関数で考えますと効果が出てきます。ただし、これも控除率を10%としたら突然投資が10%増えるというわけではないですので、効果的には10%やったとして、投資を3%から4%ぐらい刺激できるというのが一般的な数字として出てまいります。

ですから、私は合わせ技でやっていくのがいいと思いますし、さっき林さんは分野限定の方が効果的ではないかとおっしゃったんですけども、政府がそういうことに介入しない方がいいと思います。政府は、とりあえず何をやってもいいですよという形で税制は決めておいて、やはり民間が決めていくお話なので、こういう分

野がやりたいですよというのは、長期的な計画ないしは指針の中で首相が示すなり、内閣府が示しておけばよい。税制の中でわざわざこれを限定したら必ず使えないようにしてくれます。使えないというのは、民間が使いにくいような形に必ず何か操作をしてくださるのが私のこれまでの経験の中で出てきますので、できるだけ分野限定しないでやる方を私は御推薦したいです。

井堀 田近さんも、やる気になる税制、あるいは企業にもう少し活力を強めるような税制ということで今日はされたんですけれども、昔、田近さんも法人税等を含めて実証分析されたこともあると思いますけれども、この辺りの定量的な効果についてどうお考えでしょうか。

田近 法人税1%で何が何%というのは今お答えできないですけれども、なぜこの話をしているか。我々がこれを一生懸命やっていたころ、今も問題としてはありますけれども、法人税というのは別に税率だけではなくて、減価償却部分とか、引当金とかいろいろある。あるいはファイナンスの影響も受ける。そうすると、借入にするのか、内部資金にするのか、新株を発行するのか。あるいは、在庫投資をするのか、有形固定資産、つまり機械に投資するのか、あるいは建物に投資するのか。税はこうしたいろいろな選択に関してディスターションを起こす。結局、ゆがんだ形の投資を引き起こしていく。それが問題意識の最大なものでした。

その意味で、定量的なものに対して今ずばり答えられないし、実はそれ自身は幾らやっても、いろいろな効果が相殺し合いますから、たとえば、資本コストで投資を説明しようとしても、資本コストの重要な要素である利子率というのはいろいろな要因で決まってくるから、税の効果はなかなか識別できないということはありませんけれども、税が企業の意思決定にいろいろな面で影響を与えていることは確かだと思います。

それでは、今なぜこのことを議論しているのかわが国の企業をめぐる環境は、そんなに安穩としている状態ではなくて、資本が国際的に動く中で日本に本社を置くということをどうやって税制面から、支えることはできなくても、税制がそれをマイナスの方向というか、国から資本が出ていくということを容認してしまうような形はやめるべきだと思います。それ自身は税率の格差でわかるわけです。

井堀 確かに設備投資自体は、御存じのように、税がどのくらい効くかというこ

と以前の問題として、設備投資を経済学的に説明しようとするとは非常に不安定になりますから、消費とか労働とか、ほかのものに比べると説明する場合非常に大変である。更にそれに税を入れると、ますます定量的な環境を見つけるのは大変なので、今までのデータに基づく限りは、設備投資に税制がどのくらい効くかというのはきちとした形で出ないと思うんですが、活性化ということはある程度言うとしたら、定量的にどのくらいかというのは当然参考資料でも出すわけですから、そのときにどのくらい効いてくるかというのは出さないと、ある意味でしようがないと思いますね。

もう一つの論点は、やる気ということであると、労働供給に与える効果がどのくらいか。例えば東京大学の八田さんは、やる気にはほとんど効いていないんだと。要するに、働く人は税金は気にしないで、特にお金をたくさん稼ぐ人は働くので、最高税率のところで下げてもしようがないんだという議論もされているわけですが、跡田さんの今日のお話だと、やる気を引き出す、あるいは努力に報いるというような形で、限界税率をもう少しフラット化するというのも強調されたと思うんですが、労働供給とか勤労意欲に与える税制面での定量的な効果についてはどのようにお考えですか。

跡田 基本的に、今日ここにいらっしゃる皆さんの勤労意欲にはまず影響をそれほど与えないと思います。普通の方たちだと思っていますので。ただ、女性の就労に関しては物すごくディスインセンティブを与えています。これはもう20年前の慶應大学の島田先生とか、清家さんたちの研究所のレポートの中にも確か出ています。ですから、それは明らかに女性の就労に対して税がじゃまをしている、ないしはゆがめているということだけは前々からわかっているといいですか、そういう動きがあるわけですから、その部分はやはり今回の税制改革ではきちり考えた方がいい。

むしろ、私たちを含めて、皆さんも含めては、やはり納めるという意欲というんですか、労働意欲ではなくて、むしろ納めてもいいやというような気持ち、そういうのをそいでいる。逆に言うなら、租税回避行動を高めるようなところには少し影響を与えているのではないかと。皆さんも、申告できるチャンスが与えられたら、きっと1日はつぶして一生懸命どうやったら安くなるかなというのを考える気が出てくるのではないかと思いますけれども、少なくとも私も田近さんも井堀さんも申告しているので、その場では幾ら税をやっていても、少し安くないかなとむだな

努力をするわけですね。ですから、我々でさえもやるわけですから、恐らく自営業の方は必死になってやる。

ですから、そういうむだな努力をしなくてもいいような税制をつくっていくという意味では、私はある程度限界税率を下げっていくのもいいだろうとは思いますが、今回の税制改革、少なくとも今日お話した範囲での税制改革というのは、私は税率表をフラット化するという意味での広く薄くという形ではなく、税負担をある程度フラット化するというか、下げるというような形です。勿論これは課税最低限というか、配偶者控除とか配特は下げるわけですね。それを削りますから、それに見合う税負担をある程度下げてフラット化するようなイメージです。

ですから、税率構造はそんなに触らなくてもいいですし、最高税率に関しては今の段階では余り下げなくていいと思っております。というか、今回の税制改革では下げない方がいいのではないかと。これから5年後の税制改革としてはもう一段考える必要がありますけれども、今はむしろ最低税率10%のところを5%ぐらいに下げれば、上まで全部その5%は影響しますから、税負担としては薄くなる。そういう考え方もあるし、私はどちらかというところ、そういうのを今回の中ではやる方がいいのではないかとという意味での薄くを考えています。

ですから、マージナルなタックスを、一番上の階層に関して今回余り目に見えて下げるということを、させない方がいいのではないかと。諮問会議の中の先生たちはむしろそこを下げたいというのがあるのかもしれませんが、下働きをしている方の人間は収入がもうちょっと低いので、そこまでやらなくてもいいのではないかと。やはり社会的な厚生という点で考えるならば、そこを触るより、むしろ下の増税になる人たちにどういう手当を考えるか。税を負担はしてもらうんですけれども、その部分でどういう措置を考えるかというのを今議論した方がいいのではないかと考えています。

井堀 田近さん、この点はいかがでしょうか。

田近 労働供給の話ですね。繰り返しの議論はできるだけ避けるとして、専業主婦の103万円、130万円の話は跡田先生のおっしゃったとおりだと思います。ただ、上の方の話は有名な論争があって、アメリカでも86年にブッシュ大統領が出てきたときに、最高税率を28%にした。それから、次第に上がってきて39.6%ですか。今はその息子さんのブッシュ大統領が出てきて、何年かかけて35%まで落と

そうという議論です。それで、28%の思い出をずっと引きずっている人が沢山いる。

どんな論争かという、フェルドシュタイン的な部分は、ある意味でサプライサイドの人たちはそれは労働供給とか、そういうことを言う。もう一つは、跡田さんがお触れになっているんですけども、税は変えても、見かけというか、労働供給の弾力性というのはそんなに高くない。では、税が影響を何も及ぼしていないのかという議論があって、最近この点の議論や研究が非常に多いんですけども、結局、もし完全に税を回避できるならば、労働供給は全然変わらないわけですね。

そうすると、アディショナルな何かをすることを租税回避する形で投入していれば、見かけの弾力性は変わらない。その租税回避の問題が今されていますけれども、日本でも翻ってみると、これもまさに跡田さんと同じで、経済学者が一番残念なのは、我々のイマジネーションがいかにも貧困で、その実態をつかまえることができていない。現実的に考えて、日本でも退職金課税というのがありますね。それは優遇されているし、あとFRINGE BENEFITの問題もある。ただ、日本のコンテキストでいうと、自営業者の方は、かなり調整しているのではないかと。

井堀 この点はデータの制約もあってなかなか難しいんですけども、中里さん、今までの跡田さん、田近さんの議論を聞いて、多少は活性化について説得力がある議論になりましたか。

中里 そうでもないと思います。日本のように賃金が高いところで税制をいじることではたして経済がどこまで活性化できるのでしょうか。日本の賃金水準が、世界レベルまでとは言いませんが、もうちょっと日本の賃金レベルが競争力を回復するまで落ちるといっては避けられないのではないのでしょうか。浜田先生の『金融論』の授業だったか、で昔出習いましたけれども、賃金が高過ぎるんですから、ある程度落ちるだろうというのは覚悟しておかなければいけない話ですね。

それから、所得税の水準が一定程度高ければ確かに課税逃れが行われます。今もいっぱい売っていますし、昨日の授業でも課税逃れ商品の説明をして、こうやって抜かれているという授業をしましたけれども、「節税」は簡単ですから、そういう商品を開発・販売している会社があって大きな利益を上げているわけですから、それはいいとか悪いという話ではなくて、税率が高ければ抜かれるというところはあると思います。しかし、多少所得税の上の税率が下がったところで抜く人は抜くわけですから。所得税の問題に関しては余り労働供給がどうか、八田先生の議論が正

しいかどうかとかはわかりませんが、私が学生のころは限界税率が90%だったですね。あのころからずっと下がり続けてきて、別に労働供給が増えたということもないのですから、ということは余り関係ないかなというのは、議論ではなくて感覚ですね。

むしろ問題なのは、技術論で細かいところに目を配ると、例えば日本の法人税で貸倒損失というのが非常に取りにくいとか、債権償却特別勘定の話が法律の方に入りましたから多少はよくなったんですが、それにしても興銀税務訴訟とかを見るとおり、これは執行当局とすれば当たり前なのかもしれませんが、貸倒れというのは基本的には認めないんだという姿勢はある。

それから、減価償却について残存価額というのがあるわけですね。フルコストリカバリーがない国というのが今先進国でどれだけあるのか。残存価額なんていうのはなくてもいいのではないかというの、世界全体を見ればそうなのかもしれません。それから、償却の期間が長いというのもあるのかもしれません。これは勿論法人税だけではなくて、事業所得にも関係してくる話ではありますが、そういうビジネスに特化したところでは、税制が事業活動というか、企業活動に与える影響というのは確かにあると思います。サラリーマンについては余り上の税率が高いと、サラリーマンを辞めてほかの仕事にということもないわけではないのかもしれませんが、感覚的には想像しにくいということですね。

井堀 もう少し活力の話を議論したいんですけども、時間の関係で、次に二元的所得税論について、田近さんの方から消極的な支持というような感じの議論が出ていたと思うんですけども、跡田さんの方はこの二元的所得税論というのはどうですか。これは聞くところによると、税調の石会長も、諮問会議の本間議員も、かなりここは乗り気ではないかというのは伺っているんですけども、この点は今度の税制改革の目玉になりそうなんですか。

跡田 目玉というか、唯一両者が合意できているすばらしい点なのかなと思うんですけども、やはり我々の考え方からすると、半分ぐらいは田近さんと同じですね。我々というか、多分座長の井堀さんも同じだと思いますけれども、どちらかという、最適な課税という方向で所得税を考えていくなれば、基本的にあるグループごとにまとめて、同じようなものに対して同じような課税をするというのは、分類所得税というような形で昔から言われているものですが、それに近い発想を持っておりますので、そういう観点から見れば、改革の第一ステップとして、ま

とめられるならば、まずまとめてここへ落としていくのもいいのではないか。

井堀 林さんは、二元的所得税についてどういう具合に評価されていますか。

林 所得税に関しては、私も何年かずっと前に出した本で、総合所得税で利子もというふうに書いていて、その意味では寝返ったと思われるかもしれませんが、ただ国際的な動きということが出てくると、どうしても全部納税者番号で国際的なものを全部とらえて総合課税でというのは、公平だけを取り出せばそれが一番理想なのかもしれませんが、セカンドベストという意味で二元的所得税というのは、今目指すとすればそっちへいくべきだろうと思います。

二元的所得税にしたら、地方税の住民税の所得課税というのが多分意味をなさなくなってきた、北欧なんかでも、要するに勤労所得税というのは地方税で割と高い税率でかけておいて、資本所得税というのは国税でというふうになってきていますから、国際的な動きを考えると、そういう方向へ行かざるを得ないのかな、そんなに悪い方向でもないのかなというふうに、ちょっとはつきりしませんが、そう思います。

井堀 田近さん、これは悪い選択ではないけれども、ゴールではないと言うんですけれども、結局どういうことなのか、もうちょっと補足していただけますか。

田近 永遠にないゴールなのかもしれませんが、跡田さんがおっしゃったのとも少し違うかもしれない。というのも、そもそも今のコンテキストでいくと、何が火つけ役だったか。去年あたりから株式の譲渡益課税、キャピタルゲイン課税の問題があって、申告分離にするというところでいろいろ議論が起きた。もう一つ景にあるのは日本の家計の資産選択の話で、リスクアセットを資産選択に加えていくというふうな環境もできないのかということだったと思います。

そういうことを考えると、やはり損益通算とか損失の繰越とか、そういうことをできるだけしやすくして、そしてここに触れていませんけれども、申告の部分も可能な限りわかりやすくして、家計の資産選択の幅を広くする。そういうことだったと思います。

ゴールということを行ったのは、本来的に資本所得をどうするのがあつたわけですか。北欧の場合でも、彼らのプロセスでは、支出税の議論をずっとしていたわけですか。有名な報告書も出ています。その場合には、基本的には資本所得には税金をかけないという形です。そこまでいかななくても、もう一つ間にあるような議論としては、例えばキャピタルゲインでもみなしの課税をする。1年間の保有残高に関して、

日本は売ったときですけれども、そうではなくて、保有残高に関してみなしでかけてしまう。実際にオランダでそういうこともしています。

だから、分類したのがいい悪いではなくて、この次はむしろこれを分類して資本所得自身の固まりをさらにもっとシンプルファイして税金をかける。そこには、いろいろバージョンがあるわけですが、資本所得には税金をかけないで、法人段階で支払利子は認めない。そして、そこで全部税金をかけることで、個人段階では資本所得にかけない。そういうアイデアがある。だから、これから本当に資本が移動していく中で、抜本的な、これはと思うような大きな改革が出てくる可能性があるという意味です。そういう意味で、二元的所得税がこれまでの税制を塗り替えるように考えるべきではないと思います。

井堀 二元的所得税論というのは、経済学者の中では現実的なところを入れるとしようがないという側面もあるんですけども、これは法律学者の観点ではこんなのも筋が悪いという感じでしょうか。中里先生。

中里 まず、いきなりスウェーデンとノルウェーが出てくるというのが少し異常だと思います。普通の税制改革の議論だとアメリカだ、ドイツだ、イギリスだ、フランスだというのに、ここだけはどうしてかいきなりスウェーデンだ、ノルウェーだ。何か裏があるのではないかと考え方さえ成立しうるかもしれません。

ただ、理論的に考えると、これはミクロ経済学を少し勉強した者であればそれなりに筋のいい議論だというのはわかるんですが、現実問題として、何か出方が唐突であると思います。アメリカでデュアル・インカム・タックスを議論しているという感じでもないでしょう。

田近 実は、数年前に私もたまたまノルウェーに行きました。実は、その大分前にスウェーデンに行ったこともあります。それは本当に70年代、80年代に彼らは想像を絶する問題が起きた。インフレの中で支払利子控除をして、貯蓄を減らして、耐久消費財等々を買う。スウェーデンはマクロでも大変なことが起きました。家計部門がISバランスで投資過剰になっていた。そういう意味で本当に私も驚きましたけれども、だから資本所得課税はむしろ不平等なんだというのが彼らの意見です。

なぜそこで起きたかということ、限界税率が高いからです。だから、個人所得税率が高くて借金すれば、個人所得税率が高い、インフレだ、借金、こんなにいいことはないんですね。もろに名目の金利が課税所得から引けて、そこに高い税率で、実質負担はぐっと低くなってしまいますから。だから、北欧だったのです。そういう

意味では、彼らはその後いろいろ思い切った改革をしてきた。したがって、決しておかしな話ではないと思います。

井堀 中里さん、追加で。

中里 おかしな話ではないとしても、少し唐突なのではないでしょうか。

それから、制度を仕組む際には、所得類型が2つであるとか、3つであるとか、10であるとか、100であるとかというのは余り問題ではなくて、アメリカは通常所得とキャピタルゲインの2つの所得類型ということなんでしょうけれども、その通常所得の中でもいろいろなものがあるって、それぞれ計算方法は違うわけですし、キャピタルゲインだっていろいろなものがありますから、そこは申告書に載せるときに欄が2つあるのか、10あるのかというだけの差でしょうから、2とか、3とか、4とか、所得類型を数を減らすということに関してはほとんど意味がない。所得類型の問題ではないと思います。

そうすると、二元的所得税にしたところで、資産所得の中では源泉徴収のあるなし、所得の計上の繰延べのあるなし、計算方法、例えば譲渡から取得原価を引くとか、収入金額から収益を引くとか、その他さまざまな具体的な計算方法の相違等を考えますと、結局、二元的所得税にしたところで行われることはたった2つです。1つは、その資産所得の中で損益通算が可能になる。もう一つは税率がそろうということですから、別に二元的所得税でなくてもその方向は目指せるということなんでしょうと思います。その方が受け入れられやすいかなと思います。

あと、この中だと、借入金の利子も引かないといけないことになるんでしょうね。そして、住宅の帰属所得云々ということはちょっと置いておくと、借入金利子が落とせるというのと、もう一つは、これは言いにくいことですが、事業所得、給与所得と資産所得の間にバリアを置くと、課税逃れがしにくくなるということは国側にとっては一定のメリットかもしれません。というのは、資産所得で人為的なマイナスをつくり出しても、肝心の給与所得等を引けなくなるという点では、これは課税逃れ商品開発業者にとっては大変ショックかもしれませんが、資産所得のある人にとっては全然ショックではないわけで、むしろ損益の相殺がしやすくなる。損益通算の否定される雑所得類型のようなのがなくなるということはいいいいことかもしれませんので、それもお金持ちにとっては有利になる。つまり、余り効果はない。住宅を売ったときの損が引けなくなるとか、その程度の話でしょうか。

井堀 時間が来ましたので、ここでひとまず休憩したいと思います。

それで、地方税とか税制改革の手法については、フリーディスカッションの中でフロアからそれに関連した質問が出た場合に議論していただくという形で、一応パネルディスカッションはこのくらいで一旦締めたいと思います。

それでは 10 分間、休憩いたします。

(休 憩)

事務局 それでは、再開いたします。よろしく願いいたします。

井堀 それでは、フリーディスカッションの方に移りたいと思います。いろいろな税に関する議論が出たと思いますので、たくさん質問もあると思いますので、なるべく手短に要点を絞って質問していただきたいと思います。

それでは、質問なさりたい方は挙手をお願いします。

(A) ちょっと 2、3 お伺いしたいんですけども、先ほどレーガン税制の話が 2、3 出ていましたけれども、現在の税制改革について、レーガン税制というのを参考にしておられるのかどうか。例えば最高税率 28% と言っておられましたけれども、あれは実際は 33% ですね。これは 86 年にやりましたけれども、81 年は加速償却をやったわけですね。ところが、大企業 60 社が全然法人税を払わないという報告をレーガンが真っ青になった、急遽手直したということなんだそうですけれども、レーガン税制というのはインフレ対策としての税制ですね。日本は現在デフレです。デフレに際して、レーガン税制を参考にすることが本当にいいのかどうか。これがお伺いしたい一つです。

2 番目は、皆さんいろいろ議論しておられますけれども、最終的に増税されるのか、減税されるのか。結論をはっきりお聞かせいただきたいと思います。

先ほどのレーガン税制に絡みますけれども、よく日本はデフレギャップ、デフレギャップとおっしゃいますけれども、一体デフレギャップは金額的に幾らあるのか。財務省とか経済企画庁、今の内閣府とか、日本経済研究センターとか、いろいろなシンクタンクにも聞いてみましたが、このデフレギャップが幾らあるかということについての明確な説明を私は今得られておりません。皆さんはどういうふうにお考えになっておられるか。私の試算では約 70 兆円デフレギャップがあるのではないかというふうに試算しております。

第 3 番目、皆さんはよくこのところ活力、活力ということをおっしゃっていま

すけれども、一体活力というのはどういう意味を持っているのか。税金を安くすれば働く意欲が出るというようなラフファー理論のことを言っておられるのか。これは今、何の実証的なあれもなく、悪名高き理論になっているようですけれども。

それから1月1日に外国に住所を置いておけば地方税が回避できるということに対して熱意を持つのか。それから、未公開株を13万株ですか、リクルートの未公開株、マクドナルドの株、こういったものをあさることが活力なのか。

それから、低所得者への税負担を高所得者は要求しているようですけれども、税の空洞化という名の下に言っておられますけれども、低所得者に税を課す前に、自分の税率を上げるからあなた方も、というなら話はわかりますけれども、一方的に低所得者のみへの税負担を要求するというのはノーブレスオブリージュに欠けるのではないかと。

税制は日本の価値観を表象していると思いますけれども、日本の価値観はどういうふうにご考えておられるのか。相続税は廃止すべきではないとビル・ゲイツのお父さんは言っていますけれども、これは機会平等のアメリカの価値観を維持するためだということをおっしゃっているようですけれども、以上の点についてお伺いしたいと思います。

井堀 では、田近さん、お願いします。

田近 答えられる限りで、デフレギャップのところはお答えできませんけれども、まずレーガン税制のことは非常に適切な御指摘だと思います。レーガン税制というのは86年ですけれども、今の欧米の税制改革の根幹部分は、さっき北欧の話をしましたけれども、やはり70年、80年のインフレ、低成長、そして限界税率が高いという中で、どういうふうにごそれから抜けでていくんだと。それが活力とも関わるわけですけれども、そういう形で現在に至っている。

81年頃はアメリカはある意味で本当に危機的で、インフレの中で、アメリカの企業というのは日本と違って、借入はそんなに大きくなかった。そして、償却も簿価によりますから非常に遅れた。それをとにかく早く取り返さなければいけないということで、思い切ったことをやったわけです。それがオーバーシュートしたかどうかは知りませんが、そのプロセスで起きたことが、86年のいわゆるレーガン

と呼ばれる改革でした。この改革をどれだけ評価するかというのは意見は分かれるんですけれども、課税ベースをできるだけブロードにして税率を下げることを目指しました。

では、それは今の日本で役に立つのか。まさにそのことを税調で話せと言われて、話す機会がありました。たしかその話は、税調のホームページに載っていると思います。レーガン改革の時と今、日本が置かれた経済環境は大きく異なるので、それ自身を我々が現在参照すべきことでもない。だから、我々のコンテキストで今法人税で議論することは、繰り返しですから避けますけれども、それは国際的に置かれた環境の中でタックスレート自身の問題である。

それから、研究開発とか、そういう将来にクリティカルに影響するかもしれないところは投資減税してもいい。しかし、一般的な投資減税とか加速償却というのは今のイシューではないだろうという形で、私自身は議論すべきであると思います。

それから、増税とか、あるいは低所得への課税とか、それは品性が低いのではないかというご質問ですね。経済学者はいつも品性の低いことばかり言って怒られてばかりいますけれども、正直言って、払っていない人に払えと言ってなぜ悪いのか。もう少し言うと、年金をもらっているといっても、基礎年金の3分の1が国庫負担で、だれが払っているかということ、税金を払っているわけですよね。介護保険でもらっていると言うけれども、半分は国が払っているわけです。国民健康保険といっても、半分は国が払っているわけです。老人医療も同じです。だから、もらっている人が悪いというのではなくて、実はそういうことになっているにもかかわらず、あたかもそれが保険である、自分の払ったものからもらっているのだという幻想が国民の中で成り立っているわけです。しかし、それでは負担が間に合うわけではない。だれかが、どこかで、いつかその負担の尻拭いをさせられるのです。だから、それは国民に知らせて、払うべきものは払ってもらおう。これから本格的な高齢化社会を迎えるにあたって、国はそういう姿勢を貫くべきだと私は思います。

だからこそ、本当に困る人にはどうするのかという議論が重要となるのです。それ自身に関しては、これ以上言うと長くしゃべるなと怒られそうですから、おかしな問題はいっぱいあります。生活保護をもらうのにはいろいろな規制があったりする。だから、税では先ほど言った配偶者控除の問題、それから公的年金等控除の問題に関しては、私は正面から議論すべきだと思います。その分増税になっても、むだに使われるところを徹底的に排除しながら、それは真に困った人々にフィードバックしていくんだというふうに私は考えます。

きちんと問題の正面から突く議論があってもそれはおかしくないだろうと思います。

井堀 跡田さん、いかがでしょうか。

跡田 私自身も、デフレギャップの規模がどれだけかという議論をきちんとはしていません。ただ、日本がこの10年で失った需要規模は今おっしゃった70兆円よりも恐らく大きいと思います。税収の足りない額が70兆円ですからね。デフレギャップというのは、潜在と現実のGDPの差というお話ですから小さい数値となるかもしれませんが、この10年間ずっと500兆レベルで動いていないわけです。たとえば失った成長率を約2%とすると、私はもっと大き区、100兆円レベルと思いますけれども。

もう一つは、もっと明確に、低所得者に課税をするのが今回の目的と考えています。これは低所得者は弱者ではないということです。イコール弱者であるならば、これはやってはいけないうけでしょうけれども、弱者と低所得者を別にして考えていただきたいということで、だから公正という言葉を使ったんです。真の弱者はきちんと社会保障で面倒を見ます。でも、社会に参加する限りはだれでも、100円でも200円でもいいから税を払ってくださいと。ですから、例えば個人住民税の均等割なんかをやはり全員で払ってほしいんです。やはり社会に参加しているという意思表示を、そこで投票権として持っていただきたいんです。その上で、助けるべき人たちにはきちんと社会保障を出す。そういう意図で、明確に税制改革の理念のところで公正を挙げてあります。

それから、相続税についてもやはりそうです。全員に払ってほしいんです。相続税も広く薄く全員です。どんなに少ない遺産を残す人であっても相続税を払ってほしい。今みたいに、1.8億円万ぐらいまで払わないでいいと。しかも、これは土地を含めたら2億円以上でも払わなくていいわけです。こんなばかげたシステムはいけない。やはり相続税であっても、たとえ本当に猫の額の土地しかないところでも、やはり払ってくださいよという形で、負担をできるだけ広く薄く求めていく。相続税の場合には薄くといっても限界がありますけれども、そういう趣旨でございます。

井堀 それでは、次の質問に移りたいと思います。質問のある方、挙手をお願いします。どうぞ。

(B) 私はアメリカで経営をやってまいりまして、先ほど来、国際比較の中で企業の法人税というのが、私もレベルとして同じだと思っておりますけれども、日本は競争力を増すためにもっと下げるべきだという議論がありますけれども、どうも余りぴんとかないんですね。

これは税金と社会保険料とございますけれども、米国の場合は、今、日本でも始

まりましたいわゆる 401k のマッチングというのがございまして、これに対して企業はかなりの額を出しているわけです。例えば所得の 100 分の 3 について従業員が貯金をすれば、これに対して 0.5 を企業がマッチングするというのがございます。

それからもう一つ、日本と比べますと社会保険制度が違いますから、医療につきましても、例えば退職者の医療費というものは企業が負担する。これは労働協約との関係で成り立つわけでございますから、そういう実質的な負担というのはかなり大きいんですね。

ですから、私はむしろ今、日本が競争力で云々という議論は全然おかしいことだと思います。むしろ日本の場合に雇用の男女の性による格差であるとか、年齢による雇用の制限ということは、建前上やってはいけないことになっていても、実質は大変な差別が行われているわけですね。そういうことの結果、受益者とは言いませんけれども、企業は本来やるべきことをやらないで済まされている社会になっている。先ほど跡田先生も冒頭からございましたけれども、やはり非常におかしな状況にあると思いますね。

ですから、私は法人税について下げるなんていうことはとんでもないことだと思いますし、むしろ世界レベルの標準に合わせて、本来負担すべきものをもっと負担すべきだと。私は企業の経営者であったわけでございますけれども、そのときからそういうふうに思っておりました。

そういう面で、ただ表面的な比較だけで地方税が高いという御指摘がございましたけれども、もっと企業が負担している社会のコストというものについて併せ考えた比較で御論議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

井堀 では、田近さん。

田近 貴重な御意見を承ったわけですがけれども、私自身は会社経営とは関わっていないので、そういう御指摘を承ってどこまで適切に答えられるかわからないんですけれども、ただ一方で、アメリカで租税回避、つまり、タックスシェルターの話が出ています。勿論昨年 9 月 11 日以来の愛国的な状況の中で出ているのかもしれませんが、ある意味で、アメリカのさがというか、税制の大きな問題は、個人にせよ、法人にせよ、やはり所得税に依存しなければいけない。その結果、その他の国に比べると高い負担になっている。したがって、アメリカの企業がいろいろな形のシェルターを使って、それを今、財務省などがふさごうとしている。

日本の場合もやはりそれは同じで、隣に中国があって、アジアの国がいろいろあって、そして日本の国内のコストというのが、電気代からしてすべてが高いという中で、企業は外国に移動しようとしている。したがって、そういう意味ではそこを下げて、日本の企業が本社を日本に置く、そしてR & Dは日本でやる。そういう環境を整えることは大切であると思います。

確定拠出型企業年金である 401(k)年金とか、あるいは退職金の話ですが、アメリカではいわゆるレガシーコストというものがあります。会社が合併された時、そこで働いていた人々の医療保険などは合併後の会社に引き継がれ、それが合併の障害になっているという問題です。とくにこれが鉄鋼業の再編の支障となっているようです。

そうしたアメリカの企業の従業員への保障の負担と比べて、日本はどうか。私は、日本の場合には公的保険の部分が非常に大きいと思います。アメリカは12%ぐらいですべて終わりですね。高齢者医療保険であるメディケアの負担も入ります。それに対して、日本では厚生年金が18%、それに医療保険等々が加わってきますから、日本の企業の負担は全体としては、アメリカにけっして負けないものがあると思います。

井堀 跡田さん。

跡田 今日資料をお出ししていませんけれども、基本的に社会保障まで含めた公的な負担の部分では、地方を含めるとどこと比較するかで違ってきます。一番高いカリフォルニアと比べる主税局タイプですと、日本は少し低い。しかし、一番安いというか、平均的なオレゴンぐらいと比べると、日本の方が高いというのが出てまいります。それから、地方税がないイギリスと比べれば日本は高いというところも出てまいります。

では、スウェーデンとはどうかというと、スウェーデンは何か物すごく社会保障が高そうに見えるんですけども、法人税が28%までいっていますから、基本的にはトータルして社会保障に地方も含めてやると、日本の方が高いというような結果が出たりしておりますので、ある程度公的な負担という面では私は高いというのは事実として受け入れざるを得ないだろうと思っています。

ですから、法人税を下げるのが一体今何の意味があるかという点で、先ほど中里さんは、経済的には余り効果はないのではないかというお話をされていましたが、確かにそんなに強い大きな効果は出てこないと私自身も見ております。し

かし、やらないよりもやった方が何か効果が出てくる可能性があるという方をむしろ選択してほしい。今の日本経済の危機的な状況の中で、何もしない、座して死を待つのかというふうに、関係者の間で話したときに一度言ったことがあるんですけども、やはり余りにも危機的な状況なわけですね。この経済の状況に対して、ちょっと株価が上がったら、もうどうでもいいやというような議論がわっと世の中に広がるわけですけども、今は短期的な景気は底をついているのかもしれませんが、もともとはバブル前からある日本の一定の成長軌道に戻すと同時に、その成長軌道を上にアップさせたいわけですから、そのための何らかの政策という形で、やはり今、活力という題目を上げて潜在成長力を上げるという目的のために、税だけではないですけども、構造改革全体の中でやはり税も一つのメッセージとして強力なものを出す必要がある。そういう点から法人税の減税というのを挙げさせていただいております。

井堀 それでは、次の方。

(C) 私は研究所で一番数字に弱い人間なんですけれども、70兆円というのは、少し大き過ぎるのではないかと。今のGDPが500兆円で、失業率が5%だと、失業率と比例してギャップがあるわけではなくて、それより大きいかもしれないけれども、30兆円とか、35兆円とか、そういう以上に潜在能力があるというふうには思えない。後で事務局の方に直していただきますが、普通だと、25兆円とか、そういうオーダーなのではないかと思えます。

今日は、金融と違ってハーモニアスなミーティングで、いろいろなことを学んだわけですね。例えば、現在何か税率を変えて刺激したいんだと。しかし、全体の帳尻を平均というか、総額で見ると、政府の支出の40%を来世代の税収に頼って先送りしている。これは戦争でも何でもないときには非常に不思議な状況なので、どこかで調整しなければいけないという問題が一つあるんだろうと思えます。

それから、資本税については勿論のこと、将来は勤労所得税についても地方自治体で違った税率をかけるというようなことになれば、そこでティーブー現象と経済学では言うんですが、足による投票というようなことが現実問題となる。そうすると、地方かセンターか、あるいはどこの地方かというようなことはかなり深刻な税収の問題になるということがわかったと思えます。

私の一つの感想は、最後の感想ですが、中里先生は非常に経済学がよくおできになって、動学的に考えた賃金税とか消費税とか、そういうものを日本のインセンテ

イブの効果等を非常に経済学者はだしで分析しておられるわけです。

しかし、おっしゃったことは何か法律というのはおれたちがやっているんだ、経済の人はそんなことは役に立たないかもしれないけれども、おれたちに任せておけというふうな感じがちょっと見られたのが心配だというか、インセンティブ効果は少ないかもしれないと今まさに跡田さんの言われたように、しかし現状だったらどんな猫の手でも借りて直していかなければいけないんだというときに、法律をちゃんとわからないとそんなことを言ってもだめですよと言えるのかどうか。

手続は確かに重要ですし、会計もプルーシャルに重要です。しかし、往々にして跡田さんが初めに言われた苦情の一つは、実質が気に入らない人は手続論を言い出すんですね。教授会でも何でも、この結論はいやだといったとき、それで勝てないと手続だと。手続は法律でございますとは中里先生はおっしゃらないと思うんですけども、その辺に我々は注意する必要があると思います。

井堀 中里さん、どうでしょうか。

中里 かつて浜田先生の授業を取らせていただきましたが、おっしゃるとおりでございます。

それと、跡田先生はフェアネスとおっしゃったのは非常に法律的な感覚ですね。みんなから、たとえ 100 円でも 1,000 円でも取ろうというこの感覚は法律家として非常によくわかる。金は出さない、サービスは欲しいというのが、出す金の額にもよりますけれども世の常ですから。むしろ法律家のような議論を今なさっていて、単に活力のために税金を全部負けてわっというのではないということはいくつもわかりました。ありがとうございます。

跡田 まず、私がちょっとわずかな抵抗を試みますと、正式な数字として政府は 5.2 % ぐらいの失業率というような形で出てきますから、その数字からいけばデフレギャップというのはさっき浜田先生がおっしゃったとおりになると思うんですけども。私は今、東京におりますけれども、実態はまだ関西におりまして、この地域というのは現在表に出てくるのが 7 % を超えた失業率が出ています。実態としては 10 % を超えている失業率、恐らく 12 ~ 13 % が本来の失業者としてたまっているはずなんですけれども、働くことをあきらめてしまうタイプの人がかかりいますから、その辺を含めての本来の姿からすると、10 年間 GDP がほとんど上がらないということは考えられない姿なので、やはり潜在的な失業という部分を研究所の方でもう一度深く掘り下げていただいて、数字をつくっていただけたらと思っています。

ます。そういう意味で、70兆はまだまだ甘いのではないかということです。

井堀 それに関連したことです。

(D) その点についてまず申し上げますと、一応私どもの方は、失業率とギャップとの関係というのは勿論あり得るんですけども、基本的には潜在成長力がどのくらいあるかということだと思っただけです。そこのところを高く見られる方は70兆にもなるかもしれない、80兆になるかもしれない。跡田先生は、日本の今の危機的な状況とおっしゃいましたけれども、私も現象的に見ると、危機的なというのはいろいろな言い方があるかと思っただけですけれども、一つは労働生産性を例えば実質GDPを労働投入で割り算した値がどうかというのを見ますと、ここ2、3年、最近の時点だとゼロなんです。それから、もう一つは上場企業の収益率というのがここ2、3年を平均するとほとんどゼロです。生産性も企業収益もゼロというのが日本の直面している基本的な問題だということです。ギャップは生産関数等で測る限り、これは失業率とはちょっと別で、やはりGDPの4%か5%程度であるので、20兆から25兆というのが今のところ私どもが考えている数字であります。

ついでに付言させていただくと、法人税の実効税率が高いか低いか、これはいろいろありますけれども、やはりグローバルな中でどう考えるか。これは二元的所得税も全く同じなんですけれども、30%というのを置くということ、あるいは法人の実効税率が適切かどうかというのはやはりグローバルな視点で考える必要があって、日本は地方税まで含めると、比較するレベルはいろいろありますが、そこはやはりやや高いのではないか。地方税の税収構造から見ても、法人事業税とか住民税に依存するというのはどこか不自然といえますか、不安定を増しているんで、これを何か変える必要があるだろう。その変える過程で外形標準が果たしてベストかどうかはわからないのですが、恐らく広く薄くの方角に動くとしたら、それで実効税率というのは変わる。

それと同時に、実は法人の実効税率が変われば、個人の最高税率も変えざるを得ない。これは法人なりをするかどうかという結論が常にアービトラージがありますから、仮に35%に法人の実効税率を下げるのであれば、個人の方も下げないと、それはいたずらなタックス・アービトラージを奨励するシステムになってしまうということかと思っただけです。

それから、公立性という観点で考えると、フラットレートというのは、これはマ

ーリスですとか何か言っている、基本的には比例税一つでいいと。最近、むしろU字型がいいとか、むしろ逆進的な方がいいと。税制というのはランプサムでない限りは必ず非中立なんですよね。ディストーションを与えていて働く人をディスカレッジするというのは根本的に矛盾をはらんでいて、それをどのくらいなくせるのかというのが効率的な税制の在り方というところに一つのポイントがあるんだと思います。

中立という言葉についていうと、例えば日本にもっと外国資本を流入したい、促進するようなことにすべきだと、これでもニュートラルというの、資本輸出中立、資本輸入中立、ウェルフェア・マックスにする中立と、3通りほどあるわけです。外国所得を所得控除にするのか、非課税にするのか。それとも今のような税額控除にしておくのか。これも選択の問題で、これは全部中立がつくわけですね。その中で日本は今3つのうちの中立性の何を選ぶんですかと。

そのときに、諮問会議の方のメッセージは、やはり日本の経済をもう少し活力を与えるようなものをあえて選択すべきだというのが基本的な考えではないか。

それから、活力を与えるという場合に、金持ちのことだけを考えるのは具合が悪いので、私自身は勤労所得といいますか、特に貧困のわなから抜け出せるように非課税限度を特に下げるのであれば、勤労所得の税額控除というのは、これは負の所得税の考え方を引きずっているわけですが、それは社会保障でやらなくて、むしろ税制の中で考える必要があると思っています。

井堀 何か今のについてはいいですか。では、質問を。

(E) 今度の税制改革の中で広く薄くという議論が盛んにされておまして、今日もそれが話題になっているわけですが、所得税について広く薄くというのは私もよくわかるわけで、外国と比較しても、納めている人の数が少ないとか、特に低所得の方が納めていないとか、そういう問題があるというのは大変よくわかりますけれども、相続税も広く薄くというところは私にはどうもよくわからないのでお尋ねをしたいと思います。

相続税については20人に1人しか納めていないというようなことが盛んに新聞にも出ていますし、今日、跡田先生も相続税も同じだというふうにおっしゃいましたけれども、そこはちょっと違うのではないだろうかというのでお尋ねをしたいと思います。確かに日本は20人に1人しか相続税を納めていませんけれども、アメリカは50人に1人しか納めていないわけですし、オーストラリアやカナダは相

相続税がそもそもないわけですから、20人に1人しか納めていないのではなくて、私はむしろ20人に1人も納めているのではないかなという感じもします。そこはいろいろ見方はあると思います。

それと、所得税と基本的にどうも違うのではないかと思いますのは、1つはキャッシュフローがないと昔から言われている問題で、所得税の場合にはキャッシュフローがありますから、少しずつでも納めてよと言えるわけですがけれども、相続税の場合にはキャッシュフローがないために、かつては神田の豆腐屋さんが30坪しかないのに相続税のために追い出されたという問題が盛んに議論されたわけで、そういう問題は一体どういうふうを考えるんだろう。広げれば広げるほどそういう問題が更に大きくなってしまうということです。もう一つは、相続税は何のためにあるのかということで、なかなか議論があって、やっていない国もあるわけですがけれども、所得再分配というのが割と最大公約数的なことかなと思うんですが、そういう点から言うと、広く薄くということは本当に意味があるのか。むしろ、上の方から取って下の方に回すことに相続税の意味があるとすれば、広く薄くという概念を所得税と同じように相続税にも広げる、同じことだとぱっと割り切っているんだろうかというのが私の疑問でございまして、何かお答えがいただければと思います。

井堀 今の質問に。

跡田 大変やりにくいところから質問が出てきましたけれども。まず、議論を配偶者の場合はちょっと別にしております。配偶者に関しては全額非課税でそのまま相続するというようにしておいて、息子、娘の問題としてとらえていただきたいんです。その場合に、彼らが受け取るものは確かに父親の残した財産を受け取るわけですがけれども、基本的に流動性があるかながらうが、やはり資産として受け取るわけですから、これを一体どう考えたらいいかというところで、つらつらと考えていくときに、単なる所得をもらうということと一緒にではないかというふうに考えています。私たちの中では議論的に落ち着いてきた。今のブッシュの税制改革の中でも、とりあえず10年後にそういう形にする、所得税化を図るというような考え方がありまして、それに近いところでまず広く薄くして、ある意味では私は所得税と同じような形で取っていくのも将来的にはあってもいいかもしれないですがけれども、まだそこまで一気に再分配的色彩を落とすというのはできないだろうと思います。

ただ、今回の構造改革という点では、むしろ相続時にかけることよりも、どちらかというところ、一旦若い段階で贈与を刺激して、そして贈与を受けた分が、できれば

一生累積しておいて、それを元手に何か自分たちなりに息子の方、娘の方がきちんと社会で活躍をして、その最後に 累積した相続税分をきちんと払ってもらおう。それができないような中小企業のできの悪い息子さんの場合には会社ごと取り上げるというののもあっていい。ちょっと極論ですけども、基本的には私はある程度の再分配は残しながら、日本的な相続税制という意味で、将来の所得税化も含めながら徐々に着地させるというのが考えている姿です。

井堀 相続税は今度の税制改革の目玉になるかもしれませんので、この機会にほかの3人のパネリストの方にも簡単に、相続税についてどう思っているかというのを少しコメントがあればいただきたいと思います。

田近 これも既にいろいろなところで議論になって、私の今日書いた5点の中には意図的に書いていない、意図的に落としているわけです。それは、なぜ今相続税、贈与税の改革なんだということです。この会場に多くの方がいらっしゃいますけれども、なぜ遺産を残すのか。それは子どもにあげたいという人もいるかもしれませんが、根っこにある問題は将来が不安なので、たまたま使い残していた部分があれば、それが子どもに残るならば、それは悪くはないだろうということではないのか。

そこで、今相続税制を変えても、子どもに本当にみんながあげるのですか。消費を増やすなら猫の手も借りたいということで、それには、親から子どもに何かあげて、それが住宅を買うとか、何か経済の活性化に役に立つのか本当に、そういう形で日本人の今の高齢者が遺産を持っているんですかということが問われるべきだと思います。

勿論生涯で相続税をかける、そして資産を子供に移しやすくするというシステム自身には何の反対もありません。しかし、それが何かある政策目的をもってやるというならば、もっと重要な仕事があるなかで、私は今それを国を挙げてやるべきことなのかと問いたいのです。つまり、今しなければならぬ税制改革で我々が本当にしなければならぬアジェンダの中に入るのかということをもしる言いたいわけです。

井堀 中里さん。

中里 所得の再分配とか、そういう倫理が絡む話についてはコメントを差し控えさせていただきたいと思います。ただ、都市部の一部の方が結果的にねらい撃ちさ

れているということに関して、相続税を考えなければいけない点はあるかもしれません。

林 相続税は高くすると、早く使ってしまうおうとして消費が活性化されるのか、やる気をなくすのか、ちょっとそここのところは方向が全く逆の効果が出る可能性はあるんだろうと思います。

再分配的なという意味では、先日か先々日か、1,400 億円という遺産額の記事がありましたけれども、やはり私は平等化しているから薄く広く、不平等が拡大しているから再分配的にというふうに思いますので、跡田先生に言わせれば古いのかもしれませんが、相続税は再分配的なという要素を持たせた方がいいというふうに思っています。

井堀 わかりました。それでは、ほかの質問に移りたいと思います。

(F) 先ほど跡田先生が、低所得者層は社会的弱者ではないとおっしゃいましたが、これまで聞いた話ですと、納税者というのは会社と契約している雇用の完全にきっちりしている方を何か想定されているような気がするんですけども、私のような場合ですけれども、所得が非常に不安定で、この前はある出版社から原稿料を引き下げられたんですね。そういうこともあるし、こういう時代で、必ずしも正社員だけでなく、社内の中にはパート社員、いわゆる不安定労働者も随分増えてきているわけです。こういう方はどうなんでしょうか。くくりとして社会的弱者とはならないんでしょうか。

跡田 基本的に弱者という言葉はどう定義するかだと思っんですけども、これはかなり難しいと思います。でも、今おっしゃられた方々に関して、基本的に働く能力と意欲はお持ちなわけですね。そういう場合に、雇用の機会に恵まれないという意味で所得が低いというだけで、この方たちを私は弱者とは考える必要はないと思います。真に救わなければいけない方というのは、働く能力において少しハンディキャップを負っている方たちを優先にまず助けるべき方たちだと思います。

あと、正社員の方とかパートで、そういう不安定な雇用の場にいらっしゃる方たちに対して、これはもっと言うなら、社会的に所得変動保険みたいなものをつくらないと、社会保障のシステムとしては足りないのかもしれませんが、現在の中で社会保障的にその方々を助けることが可能かどうかというのは、今のシステムには踏み込まれていないので、恐らくだめだと思いますけれども、税においてその方たちを弱者というふうに位置づける必要があるかどうかというのは、私の意見とし

では今の立場では、まずは社会への参加のコストは払っていただきたいというのがあります。その上で救うべきところ、例えば 1,000 円を払ったときに逆に 1 万円戻ってきますよというような税体系が組めれば本当はいいですけども、そこまでの税体系も所得税的なものはつくりにくいと思いますから、今の段階ではその部分に配慮するというのは、どうやってやるかというのはまだ私自身も解決できていない問題です。基本的に私が考えている真の弱者というのは、やはりアビリッジの方に少しハンディを負っている方たちというふうに定義をしております。

井堀 この点は社会保障の話とも絡んでくるわけですけども、ほかのパネリストの方、何か追加的にありますでしょうか。それでは、ほかの質問に。

(G) 日ごろ尊敬申し上げている中里さんに一言コメントしたいんですが、先ほど二元的所得税の話で裏があるのではないという話なんですが、もう一つ、唐突におっしゃったんですが、これは私の感覚なんですが、まず 98 年、4 年前の政府税制調査会金融問題小委員会のレポートに二元的所得税というものが出てきております。そこで、金融所得をひとまとめにして課税することも考えたらどうか、これはむしろタックス・コンプライアンスの観点からどうかという提言で、これは神田先生がおっしゃったこともあって、それから石、本間、両巨頭がおっしゃったということもあるんだと思いますけれども、そういうことで必ずしも唐突ではないということですよ。

もう一つはなぜノルウェー、なぜスウェーデンなのかという点なんですが、これも私は 2 年ほど前に OECD の租税委員会に行きましたときに、彼らのその 1 年間のワン・オブ・ゼムの重要な課題はやはり二元的所得税を OECD で議論することだということで、租税委員会で日本の財務省の主税局も加わって、ワーキングパーティーでこの二元的所得税について議論をしております。

その議論の中身を少し教えてもらったんですが、やはりアメリカなんかの財政学者も勿論これはファーストベストの税制ではないというふうなことを言っておりますが、しかし、先ほど田近先生がおっしゃったような、資本に対してどう課税するかというところの財政学者あるいは法学者も含めての共通の悩みの一つの解決方法になるのではないかという観点から検討されているわけですね。

それで、すぐその後、先ほどこれも田近先生の方からありましたが、オランダもこれに近い税制を導入したわけですね。いわゆる帰属するような形で計算して、収益を計算するという方法ですね。

そうやって、私は必ずしも一部の本当に北の方のはずれの国がやっているだけではなくて、じわじわ世界に浸透しつつあるし、ゼロから考えるのであれば、アメリカだって、ドイツだって、どこだって皆、包括所得税で悩んでいるわけですし、何か変えたいと思っているんですが、なかなかそんな大きな改革はできないかもしれない。しかし、たまたま我が国の場合はほとんど金融所得が実質分離課税になっていて、そういう意味で近い。それほど大きなエネルギーを使わなくても改革できるのではないかということで、議論が進んでいるのではないかと思います。

井堀 中里さん、どうですか。

中里 ヒューマンキャピタルと物的な資産を私は違うものだとは思えないんですね。どちらも将来キャッシュフローを生むから現在価値がある。勿論、今は民法、憲法等で人身売買が禁止されていますから、例えば私の現在価値は幾らだとか、そういう評価はなされませんが、理論的にはなし得る話だろうと思います。

その場合に、これは相続税とも絡むんですが、相続税の場合にはヒューマンキャピタルを相続しても非課税ですよ。物的資産を相続すると課税だと。そうすると、物すごいいい頭脳を持っていたり、物すごいきれいな顔を持っていたりするということは、市場性の美しさだったり、市場性の頭脳であれば、(市場性のない頭脳というのもあると思いますが)多大なキャッシュフローを生むわけで、これは相続税非課税で、ただ国債とか金とか物でもらう、金融資産なり物的資産でもらうと課税されるというのは相続税の最大の難点だと思うんです。

そのことはちょっと置いておくとして、どうしてヒューマンキャピタルの生み出す給与所得とほかの資産の生み出す資産所得とが本質的に違うのか。それは本質の問題ではないと思いますね。手続的にとか執行の問題としてどうというのであればいいんですが、二元という別世界のような響きですが、全然別世界ではないと思います。ファイナンスの発想でいけば、どこが違うんだ、全く同じだと思うわけですね。

それから、金融所得の扱いについて一番の問題は入ってくる方ではなくて、人為的な口スをどうやって作り出すかという方だと私には思えてなりません。特に高額所得の方ですね。少ない資産所得の方については入ってくる利子とか配当等が重要なんでしょうけれども、多額の資産所得を持っている方は、それを帳消しするいろいろなものが利用可能でありまして、だから何を目的として二元的所得税なのか。お気持ちはわかりますけれども、これが本質論だと言われると納得はできない。

余り看板として掲げないで、結果として資産所得の課税をならしていくというのでいいのではないか。看板が重要ではない、中身が重要だというふうに思っています。

井堀 ほかの方はよろしいですか。それでは、次の質問をお願いします。

(H) 主に跡田さんへの質問だと思います。最初のペーパーで理念を掲げられておりますが、かなり理念のレベルの話です。ですから、理念で答えていただければ結構なんですけど、先日、横浜の三溪園というところに遊びに行って、御存じの方がいらっしゃるかどうかが、原さんという明治時代に生糸で財をなした人が日本側のパトロンをやって、庭園とが一緒にあるんですけども、ふと今日の税制で、お金持ちの方がああいうことをできるのかなというのがまず質問の原点なんです。それで、アメリカなんかの大学に行きますと、個人の名前で寄附になって研究室などがありますよね。あれも多分税制が絡んでいるんだろうと思います。

それで、跡田さんのペーパー、今回の税制改革の理念の中で、企業を中心の画一的なライフスタイルに対応して云々と、もう少し個性ということに価値を置いて、それを実現するような税制ということを目指したように聞こえました。

もう一つは、この国には企業中心ではなくて国中心という文化があったと思うんですね。ですから、恐らく文部省に予算を付けて、全国の国公立、私立も含めて、大学はいろいろな施設はできるかもしれませんが、そういうことではないようなスタイルはどうだと。あるいは、そういう三溪園のようなものについても、どなたかが相続税をごそっと持っていかれるぐらいならつくってしまおうという道を残す税制改革が理念としてあったのかなというのが疑問の一つです。そうしますと、相続税で広く薄くというのはそういうことに反する、反対方向ではないかなと思いました。

もう一つは、中里さんと跡田さんでコントラバーシャルといいますが、ハーモニアスではない議論をしていただくとありがたいんですが、今回の税制改革の理念の一つの税制を簡素にするという項目で、中里さんは簡素、簡素がいいのではないという話を面白い言い方で最初にしてくださいました。それで、跡田さんが言われた背景に、やはり実際企業で税務をしている人たちの嘆きというんですか、何か経営企画をしても、税制を考えるとこんなことをするのはむだだから、あるいは損だからと、別のチョイスを経営トップがせざるを得ない。そういうのがいろいろなところで日本の企業活動の活性化の足かせになっているのであれば、そういうのをなくしたいということだと理解しているんですが、それは多分税率を下げるということ

ではなくて、経済活動をしている人が気にしなければならない税務の項目を減らすということだと思っんですね。そういう項目が多いから、全国で6万人の税理士の人が働いて助けているわけだし、税務署の人も国税を入れると多分8万人ぐらい、あるいは全国でいろいろな人が税務をビジネスの対象として経営資源が投入されているわけです。それが減れば、多分その人たちが別のところで活動できれば日本全体も活性化するんだろうという意味で、私は税務の簡素化というのは大いに賛成なんですけど、中里さんは改めてどういう具合にこの面を言われるのかなというのは関心がありますので、もしできれば答えていただきたいと思います。

以上です。

井堀 では、最初に跡田さんから。

跡田 余り今日は細かいところというか、寄付やNPOという形のところをお話ししませんでしたけれども、多様なライフスタイルというか、個性を生かしていく社会の中で、しかも国や地方の歳出を減らして見直すと書いてありますけれども、公的に提供される公共サービスを減らしていくという再前提を考えていくときに、やはり民間のレベルでそういう公共的なサービスを提供できるような体制をつくっていく。そういう広い意味の中で、先ほどの公園や何かの話、大阪の方に行きますと、公会堂とか橋や何かをつくって、その後自殺したという人がたくさんいるんですけども、少なくともそういう寄付が行えるような社会というものが一番望ましいというふうに考えております。

それに対して、では相続税制はおかしいではないかというのは、むしろ相続なんて子どもにやらずに寄付をしてくれという意味である程度広く薄く取っておきましょうと。だから、再分配という形で考えるよりも、むしろ所得税制ぐらいに残しておいて、できの悪い子どもに残すよりは寄付しようというような選択が起こってくれる方をむしろ考えていると考えていただいた方がいいのではないかと思います。

簡素な方は、あとは中里さんにお任せするのでいいのかな。私たち自身は、やはりできるだけわかりやすい税制で、少なくとも中学校を卒業するときに全員がわかっているなければ困るわけですね。納税の義務なわけですから。ところが、中学生でこれまで教育も余りしてこなかったんですけども、今は税制は少しずつ教えているようなんですけれども、複雑過ぎて法人税なんかは絶対にわかりません。私でも今はわかっていないところが多いですから。少なくとも所得税ぐらいは簡素に、シンプルに、わかりやすい形で設計するということをお考えいただきたいと思うんで

すけれども、それはだめですかね。

井堀 中里さん、どうですか。

中里 簡素ということが、素人でもわかるという意味であれば、それは無理だと思います。そういう税制を仕組むということは、いろいろな点を形式基準で割り切ってしまうと、実質的な判断を一切ないようにしろということですが、それは大いに具体的妥当性に欠ける結論に導く可能性があるわけです。

簡素ということが予測可能性との関係で語られているということであるとするならば、これは別に複雑な税制の下でも予測可能性を高めるということは、手続的な、例えばあらかじめ国税庁に照会を求めると責任ある返答をくれる、今はそういう通達はありますけれども、そういうものの利用をもっと広げていくというような形で予測可能性を高めていくことはできるんだろうと思うんですね。

アメリカの税制と比べたら、日本の税制ははるかに簡素です。それはフランスと比べても、ドイツと比べても、イギリスと比べても十分簡素である。イギリスの法人税法というのは、所得税でもそうですけれども、法人税法という法律があって条文何条というのではありませんから、何年法律の何条が何年法律の何条で変えられてというので、今自分が議論している事案についてどの条文を適用するかについて、条文の検索だけで玄人が生きていけるという世界になっています。伝統的にそうだから、これは美しいものだということで、イギリスは頑として変えない。条文検索屋の仕事がなくなってしまうということもあるのかもしれませんが、そういうふうになっています。

ですから、税金というのは文明の対価でございます、一定程度具体的に妥当な解決を導くためのある程度複雑な税制、勿論必要以上に複雑にする必要はありませんけれども、具体的妥当性を追求する限りにおいて複雑な税制を持っているということは文明国の証であります。それについて専門家同士の訴訟なり紛争が起こるといっても、これもまた文明国の証でございます。もし、税制が要因で取引ができないというのであれば、それはその会社の専門的能力が低いということさえるのではないのでしょうか、クリエイティビティーを備えたタックスの専門家を雇っていたらよければよろしいのではないのでしょうか。

田近 少しイシューが混乱したような感じなんですけれども、シンプリシティーというのは、中里さんがおっしゃったとおり、法律家の世界ではそういうことはあ

るんでしょけれども、我々が今言っているシンプルシティーというのは、わかりやすく言えば、たとえば、日本人が確定申告しやすいフォームをつくれるかどうかということだと思ふのです。

そういう意味では、また控除の話に戻りますが、控除の話も実はタックス・コンプライアンスに関わっていて、給与所得控除も今は実額計算しないでできる形になっていますけれども、それをどういう形で申告のときに普通の人やりやすい形できるかとかが重要だと思います。

井堀 時間が来ていますが、先ほど1人手を挙げた方がおられましたので、その質問で終わりにしたいと思います。

(I) 中里先生に御質問したいのですが、税制改革について過剰期待など否定的な御意見が多いような感じがしたんですが、中里先生個人的にはどのような税制が好ましいのかという御意見をお聞かせいただけますか。よろしくお願いします。

井堀 では、中里さん、どうぞ。

中里 田近先生のレジюмеに書かれた方向性というのは、これはすべてまともな御意見ではないかと思っております。白地に絵を描くというのであればいろいろな議論はできます。だから、経済学者の方の議論はそこが混乱している場合がわけですよ。白地に絵を描くというのであれば、どんなことを言ってもいいですよ。でも、ステータスクオを前提として改革を考えていくのであれば、やはり実現可能性というのがそこにあるわけで、法的制約というのを考えなければいけませんよね。

経済学部の大学院で修士論文を書いているときには、租税法の制度とかは御存じなくても書けるかもしれませんが、しかし今はそういうことをやっているわけではありませんから、現実の世の中の制度をいじろうというのだったら、ステータスクオについて十分配慮した上で、どこまでできるのか、どこまでできないのか、波及効果はどうかをすべて考えるべきでございます。理想が頭にあるから、それが実現できると考えるのは、それは法律家でなくても、えっと思ふのではないのでしょうか。政治的なことを全く抜いておいてもですよ、そのようにいえるのではないのでしょうか。しかも、現実にはそれに政治的制約が加わるんですから、それは私が理想を語ってもしようがないわけです。理想というのはどこかで温めておくものでありまして、要するに今日の前にあるクリアー・アンド・プレゼントな不快感の問題を一つずつ解決していくのが税制改革だと思ふんです。世の中の人の多くが困

っている、どうしようもない問題があったら、それを解決していく。あとは多少の問題があっても、人間それで生きる死ぬという問題にならない限りは、もっと別のクリアー・アンド・プレゼントな問題に取りかかっていくというのが国家の在り方だと思います。理想を追求するためにほかのことが全部犠牲になってしまうというのでは困ると思います。

経済学というのは昔はマルクス経済学だったでしょう。革命を起こすと世の中がよくなるとおっしゃっていたでしょう。でも、そうではありませんよね。それが急に変わりました。では、ミクロ経済で全部押せるかと言ったら、私もロー・アンド・エコノミストですから言いにくいんですが、そういうものでもないだろう。やはり前提要因が多過ぎるわけですし、それはもう理論を超えた何かです。だから理論を無視していいということではありませんけれども、理想を語るのは簡単ですけれどもね。

理屈の上だけからいえば、私は消費税論者です。付加価値税を40%とか、30%とか取って、あとの税金は要らない。だけど、そういうことを言ってもただわらわれて終わってしまうでしょう。そういうことです。

跡田 ちょっと一つだけ。今、中里さんが非常に地味な税制改革をおっしゃったんですけれども、それは重々承知の上で、今やろうとしているのは構造改革に資する税制改革です。

ですから、年度改正のようなちまちました改革を議論しているのではないということ念頭に置いて、やはりそれを政治が実現していくような形で今進めなければ、日本の構造改革が始まらないということで、諮問会議を応援したいと思ってやっております。ですから、リフォームだけではなくて、デザインする部分も今回の税制改革の中には入れていかざるを得ないということです。ですから、リフォームだけの議論では到底今の構造改革には収まらないということ、最後に中里さんの意見に刺激されて申し上げて終わります。

井堀 あえて付け加えますと、中里さんは理想を語るのは簡単だと言ったんですけれども、経済学では理想を語るのは非常に難しく、付加価値税が最善だということ、ある特殊な前提があって、一般的には必ずしも出てこないというのが日本の状況ですので、なかなかあるべき姿を探すのも大変で、しかもそれを実現するのも大変だと思います。この辺りは議論が尽きないところですが、時間が来ましたので、今日はこの辺りで終わりにしたいと思います。